

決 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

1. 開会及び延会 令和5年9月15日(金) 午前9時30分 開会
午後4時54分 延会
2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室
3. 出席した委員
- | | |
|------|------|
| 委員長 | 増田順弘 |
| 副委員長 | 西川善浩 |
| 委員 | 横井晶行 |
| 〃 | 柴田三乃 |
| 〃 | 杉本訓規 |
| 〃 | 奥本佳史 |
| 〃 | 松林謙司 |
| 〃 | 谷原一安 |
- 欠席した委員 なし
4. 委員以外の出席議員
- | | |
|----|------|
| 議長 | 梨本洪珪 |
| 議員 | 川村優子 |
| 〃 | 藤井本浩 |
5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|---------------|------|
| 市長 | 阿古和彦 |
| 副市長 | 東錦也 |
| 教育長 | 椿本剛也 |
| 総務部長 | 林本裕明 |
| 生活安全課長 | 西川雅大 |
| 財務部長 | 米田匡勝 |
| 財政課長 | 内蔵清 |
| 〃 補佐 | 山岡晋 |
| 市民生活部長 | 前村芳安 |
| 環境課長 | 西川勝也 |
| 産業観光部長 | 植田和明 |
| 農林課長 | 吉田賢二 |
| 〃 補佐 | 屋根良宣 |
| 商工観光プロモーション課長 | 竹内和代 |

〃	補佐	古川雅博
都市整備部長		安川博敏
都市計画課長		奥田雅彦
建設課長		西川好彦
教育部長		井上理恵
教育部理事兼生涯学習課長兼		
中央公民館長		葛本章子
教育総務課長		葛本康彦
学校教育課長		西川直孝
生涯学習課主幹兼文化会館長		庄田康則
生涯学習課主幹兼図書館長		石川孝子
生涯学習課長補佐		神庭滋
体育振興課長		竹本淳逸
上下水道部長		井邑陽一
会計管理者		吉井忠
会計課長補佐		松本賢治

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長		板橋行則
書記		新澤明子
〃		福原有美
〃		岸田聖士

7. 付議事件（付託議案の審査）

認第1号	令和4年度葛城市一般会計決算の認定について
認第2号	令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
認第7号	令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
認第5号	令和4年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
認第3号	令和4年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
認第6号	令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
認第4号	令和4年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
認第8号	令和4年度葛城市水道事業会計決算の認定について
認第9号	令和4年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。涼しくなったのかなと思うたら、昨日は私、またエアコンつけて寝ました。ちょっと暑くなったりちょっと涼しくなったりと、こういう時期でございますけれども、昨日に引き続き決算審議のほうになるわけでございますけれども、昨日につきましては、委員の皆さん方のご理解、ご協力の下に、予定どおり進めさせていただくことができました。本日、また火曜日、2日間残ってございますけれども、引き続きよろしくお願いを申し上げておきます。

委員外議員のご紹介をいたします。川村議員。

それでは、発言をしていただく場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯していることを確認してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。若干、職員の方につきましては、マイクの通りの悪い職員もおられますけれども、しっかりとマイクを通して、会議録等の作成にも影響いたしますので、よろしくお願い申し上げます。葛城市議会につきましては、マスクの着用は個人の意思に委ねております。議会でのマスクの着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきを願います。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましてもあまり人数が多くなならないよう順次入替えを行いながら進めたいと思いますので、委員各位ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力をいただきますよう、お願いを申し上げます。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名いたしました後に、質問者が替わるごとに、初めに所属、役職名、氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確なご答弁をお願い申し上げます。また、決算の年度につきましては、令和4年度決算、令和3年度決算と具体的な年度をご説明いただきたいと思います。会議録等の作成にも影響いたしますので、よろしくお願いをいたします。答弁につきましては、原則として部長または課長でお願いをいたします。課長補佐級以下の委員会室の入室は原則として認めておりませんが、理事者控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室入口付近のマイクによりご答弁をお願い申し上げます。

それでは、議案審査に移ります。

本日は、5款農林商工費及び6款土木費の説明から行います。

吉井会計管理者。

吉井会計管理者 皆さん、おはようございます。会計管理者の吉井でございます。昨日に引き続きまして、本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、5款、6款の説明をさせていただきます。決算書の103ページをお願いいたします。

5款の農林商工費でございます。全体といたしまして、3億3,922万8,261円の支出でございます。また、1億3,350万円を繰越いたしました。

1項1目農業委員会費におきましては、農業委員会事業といたしまして、1,105万7,251円の支出でございます。

次のページ、104ページをお願いいたします。2目農業総務費におきましては、人件費と農業総務事業を合わせまして4,920万7,084円の支出でございます。

3目農業振興費では、4,023万7,814円の支出でございます。主な事業といたしましては、農業振興事業で3,626万7,014円の支出でございます。

次のページ、105ページをお願いいたします。4目経営所得安定対策事業費では、経営所得安定対策事業といたしまして、717万8,185円の支出でございます。

次のページ、106ページをお願いいたします。5目畜産業費では、畜産業振興事業といたしまして、36万3,208円の支出でございます。

6目農地費では、人件費と土地改良事業を合わせまして、2,100万7,307円の支出でございます。

次のページ、107ページをお願いいたします。7目休養センター管理費におきましては、農業者健康管理休養センター管理事業といたしまして、541万7,161円の支出でございます。

8目地籍調査費では、国土調査事業といたしまして、11万4,000円の支出でございます。

108ページをお願いいたします。9目有線放送維持管理費では、有線放送管理事業といたしまして、346万6,100円の支出でございます。

10目団体営土地改良事業費におきましては、8,718万379円の支出でございます。

109ページをお願いいたします。2項1目林業振興費では、1,037万9,300円の支出でございます。主な事業といたしましては、森林保全整備事業547万2,350円の支出でございます。

3項1目商工振興費では、人件費、商工振興事業を合わせまして、4,896万9,093円の支出でございます。

次のページ、110ページをお願いいたします。2目観光費におきましては、3,715万5,090円の支出でございます。主な事業といたしましては、次のページ、111ページ、観光振興支援事業で、979万2,000円の支出でございます。

112ページをお願いいたします。3目相撲館費におきましては、人件費と運営事業、管理事業を合わせまして、1,749万6,289円の支出でございます。

続きまして、113ページ、6款土木費でございます。全体といたしまして、16億6,218万3,193円の支出でございます。また、2億4,758万6,400円を繰越いたしました。

1項1目土木総務費では、人件費と土木管理事業などを合わせまして5,862万9,495円の支出でございます。

114ページをお願いいたします。2項1目道路橋りょう維持費では、市道管理事業といたしまして、4,595万1,903円の支出でございます。

115ページをお願いいたします。2目道路新設改良費では、市道新設改良事業といたしまして、1億1,975万6,927円の支出でございます。

3目尺土駅周辺整備事業費では、1億5,227万9,245円の支出でございます。

次に117ページをお願いいたします。4目国鉄・坊城線整備事業費におきましては、1億3,517万9,723円の支出でございます。

5目社会資本道路改良交付金事業費におきましては、1億3,555万4,177円の支出でございます。

次に、118ページをお願いいたします。6目地域連携推進事業費におきましては、5,986万7,500円の支出でございます。

3項1目河川総務費におきましては、6,519万1,100円の支出でございます。

次に、119ページをお願いいたします。4項1目都市計画総務費では、都市計画総務事業、施設管理事業を合わせまして5,580万6,952円の支出でございます。

120ページをお願いいたします。2目公共下水道費では、下水道事業会計補助金といたしまして、5億7,502万9,000円の支出でございます。

3目公園管理費では、1億7,291万3,046円の支出でございます。主な事業といたしまして、121ページの公園管理事業で、4,769万2,178円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、124ページ、4目吸収源対策公園緑地事業費におきましては、人件費と現年分などを合わせまして7,424万9,390円の支出でございます。

次に、125ページをお願いいたします。5項1目住宅管理費では、市営住宅管理事業といたしまして、1,177万4,735円の支出でございます。

以上で、5款農林商工費、6款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

増田委員長 ただいま説明を願いましたが、まず5款農林商工費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひいたします。ページで行きますと、103ページになります。5款農林商工費、1項農業費の1目農業委員会費の中の、これは報酬という形で1節のところに農業委員会委員報酬とあります。農業委員会の活動につきましては、成果報告書の中の49ページにその農業委員会事業について詳しく書いてあるわけでありまして、その中でお聞きしたいことがあります。

それは、農業委員会事業の中の(2)農地法に基づく申請処理状況というふうにあります。その中に農用地利用集積計画というものがございまして、これは、葛城市のホームページにも農業委員会のほうから計画書等出ておまして、令和2年度までのしか出ておらないんですけども、そこには集積するに当たっての目標数値なども書かれてあるんですけども、この事業内容及びこの面積の集積の評価、これをどう考えておられるのか、計画を立てておられますので、それと見合っただけでどういふ進捗になっているのかということについてお願ひいたします。

続いて、105ページになります。5款農林商工費、1項農業費の3目農業振興費になります。その中に、18節負担金補助及び交付金の中に、北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金というのがあります。これは農業者の農業資材のプラスチックについて廃棄物として処理するに当たって行われている事業だと思うんですけども、この令和4年度、この事業の中でどの程度の廃プラスチックが出たのかということについて、掌握されてましたらお聞きしたいと思います。

続いて、その18節負担金補助及び交付金のそのすぐ下ですけども、大和平野土地改良区負担金108万6,870円、これがどういうものになって、実績等どういうことになってるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。3点です。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

まず1点目の、農用地利用集積計画についてでございます。まず、農業委員会の役割といたしまして、農業委員会の業務といたしましては、農地の賃借、売買、農地転用の申請許可について、総会におきまして審議、判断を行うのが役割でございます。また、判断につきましては、申請書や添付書類、農地台帳等の資料を確認し、現地調査を行います。

また、農業委員会といたしましては、農地等の利用の最適化の推進の取組が必須業務となっております。農地等の利用の最適化といいますのは、担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進を言います。ということで、こちらのほうで活動しながら、農用地利用集積計画というところで活動をしておりまして、その中での報告等をいただき集積計画をしております。

続きまして、プラスチックの実績等でございます。北葛地区における農業用使用済みプラスチックフィルムの適正処理を図るため、回収システムの構築と再生処理を推進し、環境の保全と施設園芸の健全な発展に資することを目的としております。令和4年度の実績としまして、新庄地区で98.7立方メートル、當麻地区で36立方メートルという実績になっております。

続きまして、大和平野の関係でございます。大和平野土地改良区に対して農家が支払った賦課金に対しまして、30パーセントの補助を行っております。賦課面積としましては、480.3732ヘクタール、補助金としまして1ヘクタール当たり1万5,600円となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと質問が悪かったんか分からないんですけども、要は農用地利用の集積化ですけども、計画が出されてまして、そこで毎年20パーセントの集積を図っていくという目標を立てておられるんです。それに対して、ここに95件、19.03ヘクタールと実績が書いてありますので、これがどういう進捗状況なのか、その達成率とか目標20パーセントに対してこの数値がどういうものなのか、順調に集積が進んでるのかどうか、そういうことをお聞きしたかったんです。分かればお聞かせ願えますか。なければまた後日でも別にお聞きしますけれど

も。

増田委員長 今、発言された分は、成果報告書に記載されてるといふ、何ページとか。

谷原委員 これは49ページのところに、農用地利用集積計画、件数、令和4年度95件で19.03ヘクタールとあるんですね、これ実績がね。それが、計画には、これは市のホームページに農業委員会のほうから、これは令和2年度ですけど、目標及びその達成に向けた活動計画というのがあります、そこには毎年20パーセントというふうながありましたので、これがどういう数値なのかと。おおむね達成しているのかどうか。決算ですから、その成果がどういうものかということをお伝え願えたらと思って質問しましたので、よろしくお願いします。

それから、2番目の廃プラスチックのほうですけれども、これについてちょっとお考えをお聞きしたいんですけれども、廃プラスチックについては、これは例えばビニールハウスのビニールを全部撤去してトラックで持って行かれる方もおられるし、本当に専業農家の方の大量のプラスチック、あるいはマルチも軽トラにいっぱい詰め込んで出していかれる方、そういう方の受入れがほとんどなんですけれども、要は小口の、例えば肥料袋、それからマルチ、これが出してもクリーンセンターでは引き取ってもらえません、通常の収集ではね。そうすると、農家の方で家庭菜園ぐらいの程度の自家菜園のような形でやっておられる方なんか、マルチが出たときに、そのままごみ袋に入れて収集してもらおうと。そうすると、クリーンセンターで非常に難儀すると、そのマルチが長いので、なかなかピットの中から燃やすところに。だから、切って入れてくれたらいいですよということをおっしゃるようなことがあるんですが、でもプラスチックですから、炉も傷むということになるので、いわゆる小口のそういう廃プラスチックの扱い、それは兼業農家の方々、そんな広い農地をやっておられない方でもちょっと小口の廃プラスチックが出てくるんですが、そういうことについてどういう考えを持っておられるか、ちょっと1回お聞きしたいんです。

それから3つ目、今、大和平野土地改良区負担金ということですが、これは一緒に聞いたらよかったと思うんですけれども、今ご答弁いただいたのは、105ページの18節負担金補助及び交付金の、私が聞いたのは大和平野土地改良区負担金108万6,000円何がしのほうですけど、その下、大和平野土地改良区賦課金に係る補助金749万1,096円、こちらのほうを今お答えになったような気がしたんですけれども。私が聞いたのはこの2つほどですね、ここへありますが、その上のほうの大和平野土地改良区負担金がどの程度なのかということをお聞きしたんです。これについて再度、私が勘違いしてるのかもわかりませんが、今のご答弁の内容は違うんじゃないかと思ったので、ちょっと確認したいと思います。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

まず1点目の農用地利用集積計画の件です。資料のほうはあるんですが、ちょっとまとめて後日提出ということで、よろしくお願いします。

続きまして、プラスチックの件でございます。委員お述べのとおり、小口の場合どうするかというところで、その量にもよるんですが、一応制度としては、通常、トラック等で軽トラ等でお持込みいただくということなんです、マルチ等、少数の場合は区切って小さくし

て、ごみの基準に合うようにいうところでは出している方があると思うんですが、その辺はそれぞれの制度に従って処理をお願いしているような状況でございます。

続きまして、大和平野土地改良区の件でございます。それにつきましては、大和平野土地改良区の受益地の面積に応じて地区にお支払いしているという内容でございます。

以上でございます。

増田委員長 分かりにくい。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと答弁が非常に分かりにくいんですけども、大和平野土地改良区負担金は受益地はどこですか。受益地がどこなのかということを知りたいと思っておりますので、それをお答え願えますか。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

大和平野土地改良区の受益地ということでございますが、山手付近は分水のほう入ってないところもありますので、それを除く市内の全域のところでは受益されてるところが受益地という解釈をしております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 大和平野土地改良区の受益地というのは、葛城市内で水田耕作をやっている多くのところが受益地になってるんです。そこに賦課金に対する補助金が出てるのも分かってます。それは下のところであって、上の大和平野土地改良区負担金、これが何かということを知りたいんです。でないと、2つあるでしょう。下の大和平野土地改良区賦課金に係る補助金、これはよく知ってるんですよ。それは市内に大和平野土地改良区の組合員として受益されてる方の賦課金ですから、その上を知りたいので、これはちょっと違うんじゃないか。答弁がかみ合っていないのでお願いします、もう一回。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

申し訳ございません。ただいまの大和平野土地改良区負担金ということで108万6,870円ということですが、こちらは大和平野土地改良区のほうに負担金を支払う分として支払っておる分でございます。よろしく申し上げます。

増田委員長 市の負担金。

谷原委員。

谷原委員 市が大和平野土地改良区に対して市として負担しているという理解でいいわけですね。だから、特定の地域とかいうことではなくて市が負担していると。全域に対しての負担ということですね。分かりました。つまり、補助金は個々のところに、先ほどあったように1ヘクタール何ぼ補助しているということですので、よく分かりました。

では、後でまた集積地の計画のほうの進捗状況だけ、またよろしく申し上げます。

あと1つだけ、廃プラスチックにつきましては、やはりゼロカーボンということで、また

クリーンセンターの問題もありますし、燃やすというのがどうかなということがありますので、資材等のプラスチックについてはこういう形で集積していただいております。本当に助かっていると思うんですけども、小口のいろいろな廃プラスチック、これについてどうかいうことを、1回ちょっとまた検討をお願いできたらと思います。

以上です。

増田委員長 委員長を交代します。

(正副委員長交代)

西川副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

増田委員長。

増田委員長 関連で、農業用プラスチックについて聞きますけども、ここ農業用プラスチック、要するに産業廃棄物としての取扱いやと思うんです。クリーンセンターの見解としては、農業用の廃プラスチックについては出さないという見解を示されておりますので、形を変えたら引き取るという発言については、もう一度、内部でクリーンセンターとご協議していただく必要があんのかなと思います。これ、やっぱり適正処理からいくと、産業廃棄物としての先ほど補助を出してるとおっしゃってる処理の仕方になんのかなと、私そういう認識でおったんですけども、クリーンセンターで取っていただけるに越したことはないんですけど、ただし、これ、産業廃棄物としての取扱いについては、私あんまり好ましくない判断やと思うんです。というのは、文字どおり家庭菜園で行われる農産物の耕作行為というのは自家消費分の農業の営みであって、産業としては、要するに売ろうとして営んでおられる農業から発生したプラスチックじゃないという見解からいくと、産業廃棄物という言葉はいかかなもんかなというふうに思いますので、もう一度、クリーンセンターの受入れがそういう線、農業用は駄目よ、と言ってんのか、先ほど課長がご答弁いただいた、細かく処理したらという発言と調整を取っていただく必要があるのかなと。今でも結構ですけども。

それともう一つ、これ原則からいくと、この補助というのは排出されて処理をされる費用の3分の1の原則。排出者、要するに農家が3分の1、それから販売業者、要するに農協等が3分の1、行政が3分の1という、この廃プラ協議会というその処理をする関係団体の協議の中で割り振りといいますか、負担区分されてるというふうに私は認識しております。それが市のこの助成金が3分の1なんか、それとも予算の範囲内という判断なのか。私、現場で聞きますと、こんだけの予算なんでということで、結構その販売業者が残りの部分を負担されてるといふふうに聞いているので、不足しているようであれば補正も含めてこの3分の1負担のルールというものを、やっぱり協議会で決定された内容ですので、守っていただく必要があんのかなというふうに思うんですけども、この2点についてお伺いします。

西川副委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問の、まずプラスチックの使用済みの分の処理の内容でございます。私、先ほど説明させていただいたのは、区切ってというのは、委員長がおっしゃっていただいて

いるように、家庭用でされてる場合とか、そういう場合はそのルールに従って判断で区切って出される場合があるという、ちょっと現状の推測のお話でございまして、産業用をクリーンセンターに出す場合があるというそういう想定の話ではございませんので、ご理解よろしくをお願いします。その辺の取決めについても、再度クリーンセンターと確認してまいりたいと思います。

続きまして、3分の1の負担額の内容でございまして。先ほどお話しありましたように、使用済みプラスチックの処理費用の負担割合につきましては、市が3分の1、団体で3分の1、農家3分の1となっております。農家から集積所の農協に持ち込まれる際に、農家に3分の1相当額を負担いただき、農協は3分の1負担分と市に3分の1請求する分を合わせて処理業者に支払う流れとなっております。なお、市の負担額は予算額を上限とするということになっておりまして、その点で予算の範囲内で3分の1額を支払うという内容となっております。令和4年度で、55万9,000円ということで支出となっております。こちらにつきましては、計算上3分の1の補助額で合計61万5,411円となっております、予算内の範囲での執行となっております。

以上でございます。

西川副委員長 増田委員長。

増田委員長 小口といたしますか、家庭菜園等の農業用資材、これは先ほど最後に課長が申し上げていただいたように、クリーンセンターともう一度きちっと取決めの整理をしていただかないと、区切って出せる、受けられないというふうなことが後から起きたら困りますので、もう一度確認のほどをよろしくお願い申し上げます。

それから、3分の1については、私は3分の1のルールというルールがあるのであれば、予算の範囲内を限度とするというのはいかがなもんかなというふうに思います。立替えて事務局が担っていただいているのを、今日、全額、業者に支払いはされて、支払時期については年度内で執行していただけたら私はオーケーかなと思うので、補正等を組んで不足分については3分の1のルールにのっとった支出をするべきじゃないかなと、こういうふうに思うんです。そうしないと、協議会で協議された3分の1が、農家負担も含めて崩れてしまうといかがなもんかなというふうに私は思うんですけれども、もう一度その辺のご見解をお聞かせください。

西川副委員長 阿古市長。

阿古市長 マルチ、ビニール等、農業用の資材はもう、何といたしますか、法律の改正で野焼ができなくなってしまうと、その処分につきましては、その産業として扱うものが最終処分をするという形になったところからスタートしております。ですので、その当時を考えてみますと、それは農家の責任において処分をするということになりましたけども、それがなかなか大変な作業であるところから、特にJAがその窓口となってその処理をする。その費用分担を当初はやはり農家でということなんでしょうけども、なかなか現実にはその費用を出しての農業というものを維持するのは難しいという判断の下で、行政からもその団体に助成をするという考えでスタートしたものと理解をしております。ですので、今、目安とし

て3分の1やということだと思えますけども、これは地域によって多分ばらつきがあるのじゃないのかなと考えておるところでございます。ですので、その協議会、特に今、JAがやられてるんですね。実際には資材販売というのはそれ以外にもあるんですけども、あくまでJAが窓口でやられてますので、いろいろと相談をしながら、どれが適正なのかということはお話をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川副委員長 増田委員長。

増田委員長 まさしく市長おっしゃられたとおり、これは協議会で決めたことでございますので、協議会の中でちゃんとその予算の範囲内、もしくは補正でも3分の1ルールで費用負担するという整理をもう一度やっていただく必要があるのかなと、よろしく願いしておきます。

西川副委員長 ここで増田委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目、103ページ、谷原委員と同じく、この農業委員会事業のところですね。この農業委員会費の中の13節使用料及び賃借料のところですね。モバイルデバイス管理システム使用料とあるんですけども、委員にタブレットが配布されたというのを聞いております。多分それのことだと思うんですけども、そもそもこのタブレットのシステムはどういうシステムなんかちょっとよく分からないんです。それを管理されてるところなんですけども、これは管理システム使用料はどこかの事業者に委託してるのか、あるいはその農業委員会のほうで何らかの管理するための費用なんかちょっとよく分からないので、そのシステムの構成というか概要を、それとそれをどういう形で利用されてるかという、それが今回これ導入されてどういう効果が上がっているかというところをお願いいたします。これがまず1点目。

2点目なんですけど、107ページ、1項農業費、7目休養センター管理費です。これの農業者健康管理休養センター、いわゆるたいま温泉ですね。これについて、もう一度確認だけしておきたいんです。これ全般のことの質問です。まずこのシステム、そもそも平成29年の公共施設等総合管理計画において休止施設として位置づけられて、5年ごとに見直すという話だったんですね。その見直しが去年の令和4年だったんです。去年の令和4年の決算特別委員会でこれ私聞いてるんですけども、除却した場合どうなるんですかと。これは補助事業だったので、国にお金を返さないといけないということなので、それが幾ら返さんとあかんのかということで、3,500万円必要ですという話だったかと思うんです。ただ、その過去5年の見直しの期間、平成30年度には、過去3,000万円の工事とかはじめ、大体年間で440万円か450万円ぐらいの維持費がかかっていると。となっていると、何年かでこれ除却できたんじゃないかという話をさせてもらって終わってたんですね。さらにこの予算特別委員会、今年この令和5年の予算特別委員会で、その際また私確認してるんですけども、平成20年5月に財務省が、補助対象施設の転用等の弾力化についてという通達がありまして、同じく平成20年

5月に農林水産省の通知で、利用困難財産に係る承認申請等というのがまた出てます。その中で、補助事業者等は利用困難財産処分承認申請書により農林水産大臣に申請し承認を求められることができるという通知が出てるんですね。これにつきまして、現状、今後この施設をどういうふうにお考えされているのか。今現状、入所されてる事業者がいらっしゃいます。その事業者についても、その事業者の賃料というのはどこにあるかよく分からないです。歳入の31ページには電気代として62万6,610円というのが上がってきてますけども、その賃料が幾らか発生しているとしても、現状でやっぱり500万円弱、これ維持費かかっているわけなんですよ。これがやっぱり次の見直しまでにこのまま行くのかどうか、あるいはどっかでもう区切りをつけて国に返還金を払うんか。払うにしても、もしかすると農林水産省の通知によって、申請して承認を求めるときに何かの減額があるかもしれませんけど、これちょっと調べてないですけど、その辺りはどうお考えかというのをお願いいたします。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問1点目の農業委員会のタブレットの内容でございます。まずこちらの説明になりますが、農業委員会の事業で備品購入費9万2,994円はタブレット端末3台の購入費で、国の令和3年度補正予算にて措置され、全国農業会議が全国分を一括して契約したものでございます。タブレット端末の用途といたしましては、農家台帳の管理業務や現地調査用となっております、農林水産省のeMAFF現地確認アプリを活用するものでございます。

続きまして、農業者健康管理休養センターのお話でございます。こちらにつきましては、今までも県と数回にわたり協議しているところでありますが、その時点では償還期間内に取壊しや用途変更等をした場合は、その内容により補助金返還が必要となるということでございました。現在は、先ほど述べられたように、特定非営利活動法人木伊の従たる事務所であるCoco-Make葛城が行う就労支援事業及び就労継続支援B型事業として農福連携を行う作法として借りていただいております。また、農林関係の事業での資機材の倉庫であったりということでの活用、また多目的ホールでの太鼓での活用であったり、猟友会で活用いただいたりをしております。そういうことで、現状は利用いただいているということで、当分継続して使用する予定をしております。維持費に関しまして、修繕料でございますが、令和4年度は3件で38万1,491円ということで、年度により消防法であったり維持費がかかることがあるんですが、毎年多額の維持費がかかるということもないので、その辺の費用対効果なりコストも計算しながら、今後利用については協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 1点目のタブレットのことですけども、全国農業会議の契約ということは分かったんですけども、これは使用料はこの農林水産省のeMAFFアプリとおっしゃいましたが、その利用料ということなんですか。その答弁がなかったのと、それからどういう効果を上げているかという答弁がなかったので、もう一回お願いしますね。

それから、農業者健康管理休養センターは今後どうするか、どうする予定かとお聞きしているのですが、今現状これこれ使ってますということは分かってるんですけども、もう見直しの期間がまた3年後に迫ってるわけなんですよね。そこでまたすぐ継続するのかどうか、返還金が必要なのはそれもう分かってて、去年から分かってることなんですけども、これを2回更新したらもう返還金は十分払えるわけなんですよ。そこのところをどうお考えですかということをお願いしてるので、もう一度お願いしたいと思います。

西川副委員長 阿古市長。

阿古市長 たいま温泉、農業者健康管理休養センターのお話を私のほうからさせていただきたいと思えます。こちらの施設自体は旧町時代に休館となっておる施設でございまして、葛城市が誕生するに当たりまして、合併特例債を使った事業の中で新市建設計画に入れられないのかと、改修工事等入れられないのか、新たな天然温泉を掘ってというような考え方もあったようございまして、最終的には2町の合併の中でその案は消えたようございまして。ただ、その休養センターの在り方につきましては、合併してしばらくの間はどのような活用をするのかということ、積極的な議論をしてきたように感じておるところでございまして。ただ、その議論の中でいろいろと疑問といいますか課題となってきましたのは、2町が合併したことによって施設数が非常に多いのではないのかと。その中で新たな施設をというような考え方についての整理がなかなかできなかったというのが実情でございまして。そのような経緯の中で、現状の施設を、多目的ホールですから体育館的なものがありますので、そちらのほうもお使いですし、また外のゲートボール場、屋根付きのところの部分もお使いですし、駐車場もお使いですし、中はあとは食堂の部分は木伊でしたか、お使いいただいている。そして、あと本体の部分は倉庫として使っているというような状況でございまして。ですので、考え方といたしましては、補助金を例えばそれを精算しても、新たな葛城市として必要な施設があるということであれば、それに踏み込む必要があるのではないのかと感じておるところでございまして。今現状といたしまして、葛城市の施設の中で不足するものは、実は保育施設でございました。ですので、考え方として、そちらのほうに転用といいますか、あの施設等を除却して、解体してそちらのほうに持っていくという可能性はゼロではございませんでしたけども、現実としてはその作業に入るのには非常に短い時間で、なおかつ高コストにかかるというところではございましたので、その辺の考え方の整理は終わっておらなかったところではございまして。しばらくの間、葛城市としてどのような施設が必要なのか、もしくはそのまま除却して売却するのか、どちらにしてもいずれかの時点で除却作業というのは入れないといけないと考えております。まず葛城市として有用な施設が必要であるという前提の下に、整備ができる計画とともに一体に除却ができるというのが一番いいのかとは思いますが、今の現状では果たしてどの施設が葛城市に不足するというようなところが見当たらないという状況の中ではなかなか難しいのかなと。例えば、宿泊施設ももう公共で持ちますということであれば、それに變更していくという可能性はあるわけですけども、でも宿泊施設等は民間でという思いが強うございまして、公的な施設でという思いはございませんし、それ考えますと、また皆さん方からお知恵をいただきまして、どのような施設が葛城

市にとって必要なのかというのは議論を重ねていきたいなと感じておるところでございます。
以上でございます。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問で、タブレット等のシステム使用料についてでございます。モバイルデバイス管理システム使用料として、1万4,091円ということで支出になっております。こちらにつきましては、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業でタブレット端末を導入するにつき、eMAFF現地確認ソフト等のアプリの一斉送信やOSアップデート等のデバイス管理の効率化を図るため、全国で統一してタブレットの通信及びモバイルシステム、管理システムの使用料をセットで支払うものでございまして、毎年、遊休農地解消事業と農地パトロール等もこれから実施していくわけでございますが、そちらの現地確認用に活用する等で活用していく予定をしております。

続きまして、農業者健康管理休養センターのことでございます。市長からもありましたように、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。そのアプリ、タブレットのやつはeMAFFアプリの利用というか、それを含めてタブレットのOS管理、それを今後、パトロールとかの現地確認に活用していくということですね。だから、これは全国農業会議のところの契約が必要になっているということではよかったんですね。

農業者健康管理休養センターですけど、市長おっしゃることで、今現状、葛城市にやっぱり不足するところをあそこに求めるというのは難しいと思います。仮にあったとしても、倉庫として使ってらっしゃる分はもうひどい状況なんです。私はもう過去に入ったのは10年ほど前ですけども、もう非常に荒れ果てて、あれを何かに利用するとなるとかなり手を入れんとあかん形になって、なおかつあの一部雨漏りも当時発生した。あれは屋根の修理で対応していただいているんですけども。あと消防法の対応でまた過去に予算をつけてやってもらってますけども、それ以外にもやっぱりいろんなところに手を入れないといけないので、現状のまま転用というのはやっぱり難しいんですね。市長おっしゃるように、そのほかの転用できるような、あるいは不足してる機能としてあそこを活用できないかということについても、今現状では、そこところは差し当たって急な用途としてはないと。今後、知恵を貸していただきたいということですけども、過去には谷原委員とかも、山登りに特化したあの辺のデジタルセンターみたいな感じの活用とかも提案されてたと思うんですけども、その辺のアイデアがないのであれば、もういっそのことどっかでやっぱり、えいやあ、で除却するタイミングに来てるんじゃないかなと。やはりこれももう合併して20年間ずっと先送り結論が出ないまま来てるんですね。その間、やっぱり建物の一部を使ってらっしゃいますけども、使っていない建物はどんどん傷んでいきますので、あれをまたどうこうとなってくるとどんだけお金が必要か。それだったらもう一旦除却して、それこそまた新しい用途で考える

というほうが効率的じゃないかと思います。そうなってくると、私個人の意見になりますけども、やっぱりどっかでその除却のところの決断が必要になってくるかなと思いますので、それはまたその辺も行政のほうで考えていただくとして、やはりこんだけの毎年500万円ぐらいのお金が必要となってきてますので、利用されてるとはいえ、その利用されてるところもほかでもしかしたら可能かもわからないと、そういうことも踏まえて、今現状これだけ使ってもらっしやるからというんじゃないくて、やっぱり根本的なこの施設の在り方というのを見直して行っていただきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。108ページのほうで、10目の中の18節の県営ため池等整備事業負担金、これは県のほうで平成29年度からやられてる6か所のため池の老朽化のやつなんですけど、これ令和6年度に終わる予定というふうな資料を僕、目を通したんですけども、この辺の工事がちゃんと令和6年度に終わるようになってんのか、それが1つお聞きしたいのと、もう一つがその下の団体営土地改良事業の中の12節の委託料なんですけども、これ成果報告書の中の51ページになると思うんですけども、2番の繰越明許費の中の、ため池劣化状況調査業務委託料（現年合算）というのと、その上の団体営土地改良事業の委託料の中の同じ項目になるんですけども、ため池劣化状況調査業務委託料（繰越合算）とあるんですけど、これちょっと僕あんまり何か見慣れない言葉で、あんまり意味が分かんなくて、いろいろ文字とか調べさせてもらったんですけども、ちょっとあんまりよく分かんなかったんで、結局、ここの事業は終わってんのは終わってると思うんですけども、ここ何で2個分かれてんのかという意味と、もう一つは、これもうため池、加守他19か所となっておりますけども、どういう状況調査が出たのか、この2つ、3つになるのかな、お願ひします。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田でございます。

ただいまのご質問で、ため池の工事のほうで、令和6年度の終了予定ということで、今のところ令和6年度の終了予定で進んでいるところですが、また災害だったり、また要望なりで、ちょっとその内容もまた検討も協議しながら進めているところですが、今のところは令和6年で、終了の予定で進めております。

繰越の件についてでございますが、工事の実施に当たりましては単年度でなかなか進まない、調査から含めれば数年かけてやる場所ですが、そういうところで国との補助の関係もありまして繰越をして、それを合算して工事をしていくというところで、合算での工事を進めております。

以上でございます。

増田委員長 まだ残ってんな。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

それともう1点、ため池の調査の状況についてでございますが、劣化については目視等、調査の結果、異常なしというところで結果が出ております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 県営ため池のほうは引き続き来年度で終わるという予定なんですけども、気になったのは災害で遅れてるのと違うかなと思ったんですが、順調に進んでるということで、よろしくお願いしておきます。

繰越合算と現年合算、今の説明では、僕では分かんなかった。繰越しでやった事業がここにあるわけじゃないですか、2番に。1番に現年度決算の繰越合算で134万円が来てるというのが、ちょっと意味分かんない。繰越しは、去年から来年でこれやりませよというふうな予算で、決算がこれで終わりと思いきや、現年繰越合算という項目でもう1個新しいのが出てんのがあんまり意味が分かんないの、今のご説明ではちょっと分かんなくて。今ざっくり異常なしと言われたんですけど、何をどう調べられて異常なしか。例えば、この県のため池の整備事業の目的で言ったら、災害とあと農業用水の安定確保であったりという目的があったと、それに対して劣化してるから工事しましょうというふうにやってる事業なんです。これは来年の予算とかに関係するから聞いているんですけども、加守とか19か所のため池に対して、劣化状況と大きく言われたら劣化状況なんでしょうけども、どういったことを調べられてどう問題ないのかというのを。例えば、ため池でもいろんな問題、僕いろいろ聞いてますけど、問題なしと言われても、調査こっだけお金かけてやって問題なしと言われてもちょっと納得できない。これちょっと2つお願いできますか。

増田委員長 調査項目言うてください。

農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問で、繰越しの関係でございます。3月補正で繰越しをさせていただいて、その繰越分と現年度分を足しての契約ということでそういう内容になっておりまして、合算での契約をするという状況でございます。

そのため池の調査の状況でございますが、ため池の劣化状況評価を行った後に、地震・豪雨対応評価を行い、防災工事を計画的に実施していくところで……。

増田委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

まずため池の劣化状況調査でございますけれども、まずは令和3年度から令和4年度への繰越しの金額につきまして、そちらが1,120万円でございます。それから、令和4年度の単年度の予算といたしまして134万円ということで、その合計金額1,254万円が合計金額で、これが契約金額になってくるということでございます。

それから、ため池の劣化状況調査でございますけれども、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づきまして、防災重点農業用ため池の防災工事を計画的、集中的に実施していくために、令和3年3月29日に奈良県が防災重点農業用ため池に

係る防災工事等推進計画を策定しております。葛城市におきましては、市内の110か所のため池が防災重点農業用ため池の劣化状況調査対象に指定されて、それらの調査を令和4年度から5か年計画で実施しております。また、防災事業といたしましては、まずその市内110か所の防災重点農業用ため池の劣化状況調査を行った後に、地震・豪雨耐性評価を行って防災工事を計画的に実施していこうと考えております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 3回目なんであれなんです、その繰越合算、多分意味はそうやと思うんです。繰越合算と現年合算と書いてあるのがちょっとよう分からんのですけども、合算という意味がね。その内容としてはそうやと思います、単純に。その意味が分からなかったからお聞きしたんですけども、3回目なんであれですけども、このため池の劣化状況調査というのは、もう防災のみという、例えば僕、ため池調査されんのやったら、水質であるとか、今までたまったごみであるとかも見ていただいたら、これからの水道事業とかでもあれなんかかなと思ったんですけど、防災だけという答弁で、ほんなら致し方ない、問題はないという感じでよろしいですよ。もう聞けないんで。

増田委員長 いや、聞いてください。

杉本委員 だから、防災の調査だけということですか。県のほうは農業用水とかの安定確保とかいろいろ項目があったから、ちょっとこれとリンクしてんのかなと思ってお聞きしてるんですけども。

増田委員長 例えば、法面の強度であったり、水漏れであったり、そういうふうな調査もされてるかということ、具体的に調査項目を言っていたら分かりやすいかなと思うんですけども。

農林課、屋根補佐。

屋根農林課長補佐 農林課、課長補佐、屋根でございます。よろしく申し上げます。

劣化状況調査の内容についてですが、簡単に説明いたしますと、見た目での調査ということになります。その見た目ということですけども、堤体について現状変状がないか、漏れがないか。その漏れというのも基準がありますけども、数値等いろいろあるんですけど、この場ではちょっと説明できないんで割愛させていただきますけども、漏れがないか。それと、そのため池の管理をされている水利組合、土地改良区について、現状、維持管理してて気づきがあったこととか、そこら辺の現状の維持管理についてのヒアリングというのを行いまして、トータル的に見て正常にため池を農業用ため池として利用されているかどうかというのを判断するというのが業務の内容、簡単に申し上げますとそういう形になります。

以上です。

増田委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、1点質問させていただきます。106ページの5款農林商工費、1項農業費で、5目畜産業費、備考欄では畜産業振興事業ということで、ここ成果報告書ではこれ50ページに出て

るんですけれども、ここで多分下に書いてある害虫等駆除委託料になると思うんですが、スズメバチの駆除委託料、委託件数2件ということで、この夏場になるとよく市民の方からご相談がありまして、家にスズメバチが巣を作ってんねんけども、どないかならんやろうかとか、道路の脇にスズメバチの巣があって危ないからどないかしてくれへんやろかという相談ありますけども、行政がスズメバチの駆除をする場合、できる場合とできない場合いろいろあると思うんですが、その基準が、どこまでだったら行政側の負担でスズメバチを駆除していただけるのか、一遍駆除していただいた、見に行っていたいただいたことがあるんですけど、それは市道の横の山の山林のところからハチが出てきて、そのときは農林課の人たちが殺虫剤を持って行って確認には行ってくれはったんですけど、ここら辺の境目ですね。よく相談あるんです。どこまで行政側はやっていただけるのか、その基準、手順というか、そこらが分かればちょっと教えていただけますか。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田でございます。

ただいまのスズメバチのハチの巣の駆除についてでございます。基本的には、民間の所有地なりご自宅のところでのハチの駆除は所有者がやっていただくというところなんですけど、令和4年度の実績で2件といいますのは、共に通学路でのハチの巣のというところで、そういった通学に支障があったりというところで、そういう場合は市のほうで行かせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 この今ここに出てくる2件というのは、通学路にスズメバチが出て、巣があって、それを駆除されたということですかね。例えば、市道のところに巣があって、その境目ですよ。どこからどこまで、ハチは巣があっても飛び回りますので、そのちょうど市の管理する土地であれば当然、行政側がするんやけども、この境目、基準、ちょっとぐらい市の管理する土地から出て、そこに巣があっても対処していただけるんかどうか。それは基本的にはもうしないということですかね。どうなんですか。ちょっとよう分からへんのですが、一定の基準ですね。基本はしない、通学路はする。

(「やむを得ない状況があったときに、公助としてやるかどうかの判断です。ベースはやらないということです」の声あり)

松林委員 一定の、僕もスズメバチの相談を受けて、農林課に間に立って相談したら、そこは民家やったから行政側はそれはしないという。ただその業者は紹介しますよという。そういう基本はしない。要請があれば業者も紹介するというので、基本はしないということですか。行政側の管理する土地に巣があってもしないのか。それはするの。その基準がちょっとよう分からない。基本はしないのか。

増田委員長 公との差ということですか。

農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田でございます。

改めてハチの巣の駆除について説明させていただきます。ただいまお話しいただいたように、民間の土地なり民間の宅地はやっていただくと。ただ、公費で必要に応じてというところで、市有地であったり市の管理の部分はもちろん市のほうの責任でやるというところですが、基本的にはその土地の所有者なり管理責任者がやるというところですが、必要に応じて、危険を生じるというところで至急に公費での執行をさせていただく場合があるという状況でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 要するに、市の管理する土地に巣があれば市が駆除をします。民地であったり個人のところであれば個人で対処していただくと、こういう考え方ですね。分かりました。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと要望というか、先ほどのため池のやつは答弁、僕あんまり納得できなくて、何かこれ1,200万円ぐらい使って、見た目とヒアリングというふうにも言われても、ちょっと僕、ちゃんとやっておられると思うんですけども、先ほどの答弁では1,200万円のやつで、防災であったり水のことに関してこうやってますというふうな資料というか、この事業に対しての報告もあると思うので、僕、その後で見せていただかないと、ちょっとさっきの答弁は、ほんで、何か難しいことをやられてんのかなと思いつつながら納得しようと思つたんですけど、僕、さすがにこれ1,200万円の事業で先ほどの答弁はちょっと厳しいので、後で皆さんにも、皆さんどう思ってるか分からないですけど、資料というか、どういった測定されてどういった方向が出てくるのかというのを、僕、出して示していただきたいんですけども、委員長どうでしょうか。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの答弁は簡単に状況のほうを説明させていただいたんですが、もちろん評価基準であったり項目がたくさんありますので、ちょっとその辺は割愛をさせていただいたところなんですけど、一部読み上げさせていただきますが……。

増田委員長 いや、書類の提出でよろしいですよ。

吉田農林課長 再度、細かいやつを提出させていただきます。

増田委員長 調査報告書の公開できる範囲内で資料を求めておられますので、それに対応していただいたら結構かと。

吉田農林課長 後日提出をさせていただきます。よろしく申し上げます。

増田委員長 ちなみに、これの財源はどうなってるんですかね。財源は自主財源ですか。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいま工事の財源というところで、100パーセント国費というところでございます。以上です。

増田委員長 国庫、分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 ちょっと農林課に今、集中砲火でずっとなってますので、次、決算書の108ページです。5款1項9目有線放送管理事業の14節工事請負費、これ報告書では51ページの忍海地区、西辻地区となってるんですけど、これ全て完了したというふうに、忍海地区、西辻地区、全て撤去のほうで完了したと考えていいのかどうか。それと、あとこれは旧新庄町のほうになるのかなと思うんですけど、どれぐらいあと撤去せんなんところが残ってるのかというところですね。それ1点と、決算書110ページの5款3項1目で、これも18節負担金補助及び交付金のビジネスサポートセンター経営相談負担金というのがあります。218万円ですね。これ恐らく広陵高田ビジネスサポートセンターでやられてるK o C o - B i z というやつへの負担金やと思うんですけど、相談件数とかは報告書の53ページに件数も書いてるんですけど、これの相談件数21件で、これ218万円。一応K o C o - B i z のほうに負担金として払っていただいている。これちゃんとした効果があったんかというところというのは、どこまで商工観光プロモーション課のほうで把握されてんのかなと。1回それ教えてほしいなというところですね。これ、2点目ね。

それと、決算書112ページの5款3項2目観光費、広域連携事業、商工観光プロモーション課につけられている広域連携事業なんですけど、198万4,000円、これいろいろ項目、負担金補助及び交付金でいろいろなところに負担金をされてますねんけど、これのこの近隣市町とどのような連携を図って、この本市でどのような効果があったのかと。これ負担金なんですけど、両方さっきのK o C o - B i z も合わせてですけど、どういう効果が見込まれたんかというところをちょっと教えていただけますでしょうか。

増田委員長 生活安全課、西川課長。

西川生活安全課長 おはようございます。生活安全課の西川でございます。

ただいまの西川副委員長からの1点目のご質問でございます。有線撤去に係る工事費のことについての答弁をさせていただきます。令和4年度につきましては、おっしゃいましたとおり、忍海区、西辻区の2か大字の有線、延長約7.7キロメートルの撤去を完了いたしております。これにつきましては、忍海区につきましては令和3年度一部撤去いたしておりましたけれども、令和4年度の工事をもって全て撤去完了いたしております。西辻につきましても、今年度で全て撤去を完了いたしております。残りの延長につきましては約71キロメートル、令和4年度、これ令和2年度からの継続事業でございます、令和4年度の工事完了をもちまして全体の約15パーセント弱が完了した状況となっております。こちら残りは令和11年度まで、あと7年間ございますけれども、その7年で全て撤去していきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 商工観光プロモーション課、竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしく願いいたします。

ビジネスサポートセンターの経営相談負担金でございます。西川副委員長のおっしゃるように、経営相談事業である広陵高田ビジネスサポートセンターにての葛城市の事業所が企

業及び個人からの経営相談の事業を継続して行っておるところでございます。回数は資料にあるとおりでございますが、地域の金融機関とも連携してやっております、事業者の紹介、困っていらっしゃる事業者金融機関の外商の方とかが直接お話をされたりしているので、必要な人が相談をできるような仕組みともなっておりますので、有効な相談をしていただいているのかと思っております。

それと、広域連携の負担金なんですけれども、それぞれ4つの負担金をさせていただいて、4つの協議会にいろいろと負担金を出させていただいているところがございます。それぞれ目的が異なりますので、これといった検証というのがなかなかここで申し上げられないんですけれども、二上山美化促進協議会は二上山の太子町、それと香芝市、葛城市ということで、3市で二上山の美化を促進しております、二上山の登山にたくさんの皆さんに来ていただいているところがございます。それと、中南和広域観光協議会のほうも14の市町が集まって協議会を組んで、中南和における観光を振興しているところがございます。葛城地域観光協議会は、近隣の4市1町の市町が集まって葛城のこの地域の観光をやっておりまして、去年はてんしばで大阪圏の方に葛城地域をPRさせていただいたりしているところがございます。葛城地域のPRができたかなと考えているところです。大和まほろば相撲連絡協議会のほうですけれども、桜井市、香芝市と葛城市で相撲ゆかりの地ということでお互いに連携しながら、相撲発祥の地というところを全国にPRしているところがございます。

以上です。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 有線放送の件に関しましては、忍海地区も全て完了したと、ほんで西辻地区も完了したというところで、ただそれでもまだ15パーセントであると。ほんで、残り85パーセントです。これを令和11年度までに全てやると。これはそういう計画、一応、令和11年度までやるというのは分かるんですけど、なかなか計画をほんまにここまで立てて、予算は単年度はなかなか厳しい話じゃないですか。そやからこういう長い期間で、そうやってほんまに令和11年度と言う、目標をおっしゃられるのはいいんですけど、この数字的に言うたらほんまに令和11年度でいけんのかなというところもあるんですね、このスピード感で言うたらね、今まだ15パーセントで、あと6年ということですね。だから、その辺も、してもらわんと困るんですけど、ちょっとでも例えばそういう計画を立ててんのかと。次はもう言うたら令和6年度はこの地区この地区、次年度はこの地区この地区、もうそれで100パーセントになるという、細かいそういう計画を立てられてんのかというところをちょっと教えていただきたいなというところがあります。

それと、K o C o - B i z に関しましては、どういう効果があったと、それは難しいかもしれないんですけど、例えば相談件数、その相談の内容とかということとかはもう把握されてんのかなと。例えば、これは僕もあんまりよく分からないんですけど、今、起業される方についても相談できるもんなんか、またその商品開発とかそういうことも相談されるもんなんかというところもあるんですが、そのどういう相談内容が多くて、ほんでそれが成功したとか、その事例、例えばそんながあればちょっと紹介したたらええんかなと思うんですけど

ど、把握されてんねやったら。

それと、広域連携事業については、これはもう本当に近隣市町と、この葛城市を、葛城市を発展させるために近隣市町とやっぱり相乗効果で手を組んで盛り上げていこうよという協議会、ほとんどそういうことやと思います、いろんな協議会に分かれてたとしても。その中で、特に今、相撲に葛城市は力を入れていっているようなところもあります、観光大使にも宮城野親方になっていただいて。この大和まほろば相撲連絡協議会負担金50万円とあるんですけど、今年10月に桜井巡業をされると思うんですけど、またその次の展開とかいうのを聞かれてるかどうか。例えば、葛城市もやって、ほんで香芝市もやりましたね。それ、桜井市で終わりなんかどうかとか、その辺もし協議会の中で話があったんやったら、またここで教えていただけたらなというところでございます。

増田委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

先ほどの私の答弁で、ちょっと年度の表現でややこしいところもございましたので、その辺も併せて再度答弁のほうをさせていただきます。

令和4年度につきましては、忍海地区、西辻地区の2つの地区の工事が完了いたしております。その工事費が331万1,000円でございます。そして、令和5年度から令和11年度までの7年間、今年度含めて7年間で残りパーセントで言いますと約85パーセントの撤去を予定いたしております。

そして、今、再度の質問で、計画等は持たれているのかというところでございますけれども、こちらの工事につきましては令和2年度から始めさせていただきまして、その当初に10年間で終われるような計画というところも立てておるんですけども、なかなか計画どおりに進んでいない状況というのは現実でございます。あと、こちら令和2年度、令和3年度はたしか予算が200万円であったというところ、そして令和4年度につきましては470万円の予算をつけて工事のほうをするというところで計画をしておったんですけども、なかなかちょっとコロナの食料配布とかもございまして、ちょっと予定よりも少ない実績となってしまいました。そこにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。今後は、残りの7年間で、今ちょっと遅れている部分も取り戻しつつやっていきたいとは思っているんですけども、何分予算との兼ね合いもございますので、その辺また財政課等とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 商工観光プロモーション課、古川補佐。

古川商工観光プロモーション課長補佐 商工観光プロモーション課、課長補佐、古川です。よろしくお願いたします。

ビジネスサポートセンター経営相談負担金ということで西川副委員長からご質問いただいた件です。実績ということで言いますと、今、21の業者のほう相談を受けてまして、延べ回数109回ということで報告させていただいてまして、先ほどおっしゃっていた新規の事業開拓もちろんそうですし、販売経路の拡大ですとかホームページの作成、あと最近はSN

S、インスタグラムですとかそういうふうな媒体での広告ですとか、そういうふうなものを広めていくことによってどんどん情報発信をして、新商品の開発であったり、あとは相談、いろいろ何者か来る中でコラボをして新しい商品を開発するようなことをされているようです。ここのサポートセンターのスタンスとして、その事業の計画、目標というのを立てられるんですけれども、売上の目標という金額的なベースのお話というのはなかなかされないようでして、広陵高田ビジネスサポートセンターのほうとしてもそういう事業実績のほう、数字としてなかなかそのサポートセンターから上がってこないのを見えにくい部分があるという声も出てるようでして、私らもこういうふうに議会等での説明の中で数字がないとやっぱり説明しにくいという話をこちらも上げさせていただいておりますので、今後何かの形で事業の実績報告という数字の部分で回答させていただけるようなものを提示できるように、今後努めてまいりたいと思っております。

以上です。

増田委員長 商工観光プロモーション課、竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

今の補足なんですけれども、成功事例とかがないのかというお問い合わせもありましたが、個人経営とかでネイルサロンとかをしている方が、SNSとかインスタグラム、またホームページの作り方をこちらのほうでアドバイスいただいたりということで、たくさんの誘客につながったというような事例とか、和菓子屋がそういう相談をされて販路の開拓につながったというような事例は聞いております。

それから、大和まほろば相撲連絡協議会のほうでございます。50万円の負担金の中で、昨年度は令和4年度の実績としましてサイクリングスタンプラリー事業を行いました。それと、相撲関連商品開発事業ということで、うちのカントリーロードのところで販売されるパンの焼き印を、相撲の天覧相撲をモチーフにした焼き印を開発していただいて、相撲ゆかりの地をPRさせていただいたところでございます。あと、ノベルティの作品ということで、言っていたいただいた相撲、桜井場所でも今度、配布させていただく予定のノベルティグッズを作成したところでございます。

おっしゃっていただいている場所なんですけれども、大和まほろば相撲連絡協議会のほうでは次の場所の話はまだ出ておらない状況です。

以上です。

増田委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願ひいたします。

西川副委員長からの補助金、負担金に関するお問い合わせございましたけれども、それなりに各々の特徴はありつつも、葛城市の発展のためにいろいろ観光の部分では見合った補助金で頑張っておるのかなというふうに思っております。

最後の、今、課長からも述べました大和まほろば相撲連絡協議会、この時期、場所等のお話が出ておりましたけれども、これにつきましては、また桜井市、また香芝市と協議をいたしまして、来るべきときにはまた葛城市でもその場所というものをやっていきたいなどは

思っておりますけれども、今の段階ではまだ未定ということでご理解賜りたいと思います。
よろしく願いいたします。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。まず有線放送の件については、本当に先ほど予算との兼ね合いとはおっしゃったんですけど、ちゃんと計画がやっぱり一応、令和11年度までにやらなんねんから、そこに予算をちゃんとつけていくということの考え方にしてもらわんとあかんのかなと思います。何か聞こえ方によったら、そっちをおろそかにするのと違うかなというように聞こえ方にもなりますので、ちゃんとそれに向けて予算をきっちりつけていただきたいと思います。

それと、K o C o - B i z に関しましては、古川補佐言っていただいたように、見えにくいところがあるんです。やっぱりどれだけの、これは観光の関係のところ、ほかの二上山美化促進協議会とか大和まほろば相撲連絡協議会とかと違ってK o C o - B i z に対して負担金を出します。言うたら、K o C o - B i z に対してというより、そこに補助を出します。ほんなら、市民の人というのは分かりにくいわけですね。その事業者は助かったなど。ほんで、葛城市としてはもちろん企業育成というところもあるので、ちゃんとそこはやっていかなあかんんですけど、その実績をきっちりと言っていたほうが、やっぱりここに対して葛城市から補助を出しているという、負担をしてるということをきっちりとしてもらうためにも、K o C o - B i z に対してはちょっと言っていたきたいなと思います。

それと、相撲の件は分かりました。またいろいろと兼ね合いもあると思います。一旦1周したんですかね、取りあえずはね。そやから、次も場所に関してはいろいろとまた協議をしていってもらえかなと思いますので、その辺また分かり次第教えてもらったらと思います。

以上です。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の西川副委員長の関連で、まずビジネスサポートセンター、K o C o - B i z の件で確認したいと思います。これ、予算のときに令和3年度お試しで無料利用されたと、その効果を見ていきたいというのがあって予算化されたということなんですね。そのときに、このK o C o - B i z のこの現状の予算の用途というのをお聞きしたんですけども、1回2万円の相談料ということでした。これ今、決算のこれ見ると、1回というか、この109件に対して2万円なので、それに対して要するに1案件について2万円というのでされていると思うんですけども、これは果てしなく相談件数の上限がなくできるんかどうかというところの確認と、それとここの決算に係る主要な施策の成果に関する報告書のところに52ページにあるんですけども、金融機関から事業者へ紹介が行われる仕組みということは、金融機関からの紹介がなければこれを使うことができないのかと、このまず2点が確認事項です。そこをお願いします。

それから、あと追加の質問として、次の質問として111ページです。2目観光費の観光施設管理運営事業の17節備品購入費、施設備品購入費、これもこっちの報告書で見たほうがい

いです。報告書の53ページ、観光インフォメーション展示用ケースに係るところです。これ、目的書かれてます。利用客を域内観光に結び付けることを目的に、要するに目的ははっきりしてるので、この目的に対する成果、どうだったのかお聞きしたいと思います。

以上、2点お願いします。

増田委員長 商工観光プロモーション課、古川補佐。

古川商工観光プロモーション課長補佐 商工観光プロモーション課、古川です。よろしくお願ひします。

奥本委員のビジネスサポートセンター経営相談負担金の相談で、何回受けても大丈夫かというご質問に対してお答えさせていただきます。まず、事業者のほうセンターのほうに相談に行きましたら、その売上げですとかの相談の一番最後に課題が出されるわけなんです。この課題というのはなかなかハードルが高いものを出されてということを知っておりまして、それをクリアすることによって次の相談が受けれるという内容をされてるようです。21件が109回受けてるという中で言いますと、やっぱり何回かそのリピートをずっと繰り返されて相談をされて、よりよいものを作られている、あるいは販路の拡大のほうに結び付いてるということで理解しておりますので、その相談が重なっていくこと自体が一つの試金石といえますか、バロメーターといえますか、うまいこと活用していただいているというふうに判断しております。ですので、ある程度の難しさというのがありますので、その無限に何回もというのは、その部分で1つストップがかかっているかというふうに理解しております。

続きまして、金融機関のほうだけの連携で紹介が続いているのかということなんですけれども、これは先ほど言いましたいろんな事業者の方が行かれて相談する中で、口コミで広がっていったという部分を聞いております。ですので、先ほどの答弁のほうでコラボしている販路の拡大ですとか、新商品が出てくるということもいろいろやっぱり事業者の中で話が出ているようでして、それだったら相談に行ってみようかということで口コミで広がっている部分もあると聞いております。

以上です。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

観光インフォメーションセンターの展示ケースのことなんですけれども、今現在、あそこに展示ケースを置かせていただいた目的のもう一つとして、相撲館のPRを更に進めていこうというところでさせていただいております。今現在、相撲館の所蔵する資料を展示しているところがございます。2月の展示開始以来、相撲館の入館時の会話によりまして、観光インフォメーションの展示物を見たので相撲館に来ましたということで何回かお聞きしておりますので、誘客に結び付いているということで確認しております。資料のほうは定期的に入れ替えさせていただきます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、K o C o - B i zです。金融機関からの紹介に限らないということで、その紹介の

上限というのも、その中身によってもう無限に、際限なくというわけじゃないというのは分かりました。

そしたら、それを基に確認なんですけども、このK o C o - B i zというのは一般社団法人広陵町産業総合振興機構なりわいというところがこれ経営されてる。全国で同じような事業形態で複数のK o C o - B i zがあるんですよ。そこのモットーというか企業としてのポリシーは、販路拡大提案、全国のK o C o - B i z相談所とのマッチング、それによって中小企業の稼ぐ力を掘り起こすということを掲げてらっしゃる、これが一番目的なんです。となると、やはりお試しの段階でこれを見てほしかったんですけども、ここのK P Iの指標として、やっぱり紹介件数とマッチング件数、商品開発がどれぐらいできたかというところがないと、そこに対して市の予算を投下するというのは、それがはっきりしない状態で予算を投下するのはやっぱりどうかなという気はします。ほかの大和高田市と広陵町でも、その辺の数字というのは先ほどおっしゃってるように、その売上げの目標じゃないのはこれは分かるんです。もう経営相談みたいなもんですから、だから指標としてはその数字じゃなくて、実際そのマッチングがどんだけありました、それから新規の商品がどれぐらい生まれましたと、そこだと思っただけありますよ。それをやっぱりちゃんと把握しておかないと、ここの予算、今年度はこれで仕方ないとして、来年度どうせ続くんであろうと思いますので、そこは見極めていかんとあかんかなと思いますので、以後はそれをお願いします。

それと、次の道の駅のインフォメーションの件で、相撲館に来客された方のヒアリングから、それが来場につながってるというのは分かりましたけども、これもやっぱりここのところのK P Iというのは、実際にどんだけの域内観光に結び付いたかというところを測定する仕組みを入れないと駄目なんです。例えば新聞広告でもよくあるように、それを新聞広告を見て電話をかけました。そしたら、その広告のところにある小さな番号を聞かれるところがあります。あれは、例えば新聞であれば何新聞の何月何日と、その番号を全部管理してるんです。どっからその客がこれを問合せしてきているかというのを、全部効果測定してるんですよ。同じように、ここにいろんなパンフレットとか広告のプロモーションをやらはるんやったら、それが実際にそこに出向いたというときに、これを見て来たと分かるような仕組みを組み込まんと思っただけあります。一例を言いますと、私、昔、當麻寺の観光のプロモーションを東京でやらせてもらったときに、全部チラシに数字入れて、それで実際に東京、関東方面からこちらに来られたというのを効果測定したことがありました。やろうと思ったら簡単にできる方法ですので、そういうのを組み込んでおかないと、この537万円投下した金額が、果たしてこれに活用されてるかどうかわからないので、やっぱりやる以上はこれがどういうふうに効果に結び付いたか、それがこのやり方がよかったというのであれば、それをまたほかに展開できますので、そういうふうに次につなげていくことができると思うんですよ。そういう形で、ちょっとこの今のパンフレットスタンドというのはまあ分かります。パンフレットスタンドと展示用ケースですけども、それをどういうふうに実際の目的のところ結び付けるというのは目的に掲げてらっしゃるので、具体的な仕組みづくりというのをやっていってほしいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 先ほどの奥本委員の同じところなんですけど、具体的にパンフレットスタンドは何か吉野杉か何かで作ったものだったと思うんですけども、具体的にはどういったパンフレットをそこに置かれているのかというのと、今、相撲に力を入れていらっしゃるのとはすごくよく分かるんですけど、ちょっと将来的なんですけど、葛城市にはほかにも観光スポットで観光資源がいっぱいあるんですけども、ほかのものも置かれるということは考えていらっしゃるのでしょうか。

増田委員長 商工観光プロモーション課、竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

今のパンフレットスタンドの件でございます。委員がおっしゃるように、吉野杉で作成したものでございまして、中のパンフレットは市のイベントでしたり、県内の観光のパンフレットなどを置かせていただいているところでございます。

ほかに何か置くかという、展示ケースの中身ですか。今は相撲の資料を展示させていただいているんですけども、将来的には近隣の中南和とかの観光資料を展示させていただいたりというようなことも計画はしております。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。ちょっとパンフレットが、市のイベントとかは分かるんですけど、県内の観光パンフレットというとあまりにもざっくりし過ぎて、置ける意味もあんまりないのかなというふうに、よくあるパターンかなと思うんですけど、観光戦略の中に多分、中南和の観光の入口になりたいというのがあったと思うんですけど、逆に言ったら中南和に集中したパンフレットを置かれるのがいいのかなというふうにも思っているんですが、それとパンフレットは置いただけではどうしようもないというか、こっちからの提案みたいなものは考えていらっしゃるのかなというのをちょっと聞かせていただきたいのと、将来的には違うものも展示されるということで、中南和との連携ということがここでまた出てくると思うんですけども、その辺りは今現在も密に取られているのかというのを聞かせてください。

増田委員長 商工観光プロモーション課、竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

今のパンフレットだけではということですが、今年予算をいただいてまして、デジタルサイネージをそのインフォメーションセンターに置かせていただくように、今、事業を進めているところでございますので、紙媒体のパンフレットだけではなく、目で、視覚で訴えられるようなデジタルサイネージの導入も今まさにやっているところでございます。あと、パンフレットなんですけれども、やはりパンフレットをご希望の方もいらっしゃるようで、月に何回か補充に行かないといけないような状態なんですけれども、委員のおっしゃるように効果的な置き方というか、何かテーマを絞ったりとかができるように、今後努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。連携のほうも密にこれから取っていただいて、その中南和の入口というところに焦点を当ててやっていっていただきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 5款でだいぶ時間を取ってますけど、簡単に行きます。105ページですけれども、5款農業商工費の1項農業費、3目農業振興費の中の18節負担金補助及び交付金ですが、そこに日本型直接支払制度資源向上活動等補助金ということがあって、これ関連になりますので、その22節の償還金利子及び割引料の2つ目のところ、こちらのほうでは返還金が発生しておりますので、令和4年度の日本型直接支払制度資源向上活動等の補助金の団体数、実績としての団体数及びこれ返還金が出てますので、何団体からどういう理由で返還があったのかだけちょっとお聞きします。

それから2つ目は、110ページです。5款農林商工費の3項商工費、1目商工振興費の中の商工振興事業の中の12節委託料ですが、産業用地創出基本計画策定委託料ということになってますが、これ成果品、もう仕上がっていると思うんですけども、この計画について議会のほうにはまだお示ししてないと思いますので、産業用地のこの計画、これ成果品が上がっているのかどうか、これちょっと報告等ということについてはどうなのかということについてお伺いいたします。そこまでお願いします。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。

ただいまのご質問の、まず日本型直接支払制度資源向上活動等の補助金についてでございます。多面的機能支払制度で国2分の1、県4分の1、市4分の1で、内容として、農業・農村は国土保全、水源涵養、景観形成等、多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年の農村地域の高齢化、人口減少により、その多面的機能の発揮に支障を来しております。このため、農業を産業として強くしていく地域政策といたしまして、地域の農業用施設の維持管理、環境保全、または農業用施設の長寿命化の活動を支援する制度でございまして、令和4年度におきましては11活動組織、18地区に対しまして1,640万3,741円の補助を行いました。

続きまして、多面的機能支払交付金事業の交付金返還についてでございます。多面的機能支払交付金の交付を受ける団体で活動されてる組織のうち、5組織において5か年ごとの活動再認定を受ける際に余った交付金を返還する必要があったため、5活動組織総額365万3,819円の返還金を市で受け、そのうち国と県補助分の274万365円を市から県に返還したものでございます。

以上でございます。

増田委員長 商工観光プロモーション課、竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

産業用地創出基本計画策定委託料についてでございます。今回の基本計画の業務は、意向の確認のための地権者アンケートやニーズの確認のための事業者アンケートの結果をまとめております。

次に、道路計画、それから敷地設計、排水計画及び供給施設設計を含めた土地利用計画図等の作成を行い、この作業の中でいろいろな課題の洗い出しを行い、その内容をまとめております。さらには、概算事業費の積算や事業方法、今後のスケジュールの検討などを行い、基本計画としてまとめております。しかし、現段階での可能性のある事業方法の検討段階でありますため、土地売買の話につながりますし、地権者との関係もありますので、総務建設常任委員会協議会では報告させてもらいましたけれども、ホームページ等での公表は控えさせていただきます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、5款農林商工費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えをお願い申し上げます。

(理事者入替え)

増田委員長 次に、6款土木費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 114ページ、6款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の中の事業でいくと住宅新築資金等貸付金回収管理事業ということで、18節負担金補助及び交付金として住宅新築資金等貸付金回収管理組合負担金ということで、負担金4万7,000円ほど上がってるんですけども、実際、回収をここにお任せしてるということですけども、これ実績がどうなっているのかということですね。何件回収すべきものがあって、どれだけ回収できているのか、それは実態としてどうなのかということをお聞きいたします。

それから2つ目ですけども、ちょっと飛びますけれども、121ページになります。6款土木費、4項都市計画費の3目公園管理費になりますけれども、その都市公園管理事業の中の12節緑化植栽のほうになるのかな、ちょっと中身はよく分からないので、12節になるかと思うんですが、成果報告書の中の60ページのところでちょっとお聞きしたいと思います。どこに該当するかちょっと分かりませんので、節が分からないんですが、そこに寄附ベンチ、しあわせの森公園のベンチ設置業務委託ということで、寄附ベンチ設置20基というのがあるんです。これについてどんなものなのか、寄せ付けベンチというのも含めて。寄り付けですかね、ちょっとベンチについてお伺いしたいと思います。どういうものをどういうふうに設置されたのかということですね。それについてお伺いいたします。

それから、同じ公園管理費になりますけれども、これも多分この14節の工事請負費と関係

があるんだろうと、780万1,200円と関係があるところだろうと思うんですが、成果報告書の61ページのほうですけれども、4、公園管理事業とあって、そこに工事請負費の内訳が書いてありますけれども、二上山ふるさと公園公園館トイレ改修工事、この内容についてお伺いします。

以上、3点お願いします。

増田委員長 建設課、西川課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願ひいたします。

ただいま谷原委員の質問にありました住宅新築資金につきまして、債権の状況につきまして、今現在2名の方の回収を行っております。回収金額につきましては、月平均で2名合計で1万5,000円となっております。

以上でございます。

増田委員長 都市計画課、奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

しあわせの森公園のベンチ、この分の設置でございますけれども、市外の事業者の方より御影石の石のベンチなんですけれども、この寄附の申出がございました。これにつきまして、1個当たり大体500キログラムほどの重さがあるということで、なかなか我々が運んで設置ができない、また平らに置くことが難しいということで、それを運搬、そして据付けを行うというものの委託料でございます。

次に、トイレの改修の工事でございますけれども、この分につきましては奈良県魅力のある観光地づくり推進補助金、これを活用させていただきまして、二上山ふるさと公園公園館の和式トイレの洋式化を行っております。事業の概要としましては、女子トイレとして5基、男子に2基の和式トイレがございましたけれども、これを全て洋式化するという工事を行ったものでございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。1件だけ再質問させていただきましても、住宅新築資金等貸付金回収管理事業でありますけれども、これ今、2件の回収があるということですが、市として要望しているのはそれ以外の件数もあるのかどうか。つまり、もう2件で終わりで、これがもうあとどれぐらいすれば終わるということのめどが立っているのかどうか、これについて回収の、それを全体像を教えていただけたらと思います。

あとはもう意見になりますけれども、私、ベンチ設置してくれ、ベンチ設置してくれという言っていたけど、なかなか付かないけれども、ここずっと付いてるから、これは今後、葛城市は積極的にベンチを入れてくれるのかと期待してたんですが、寄附されたということで、ああそうですか、それは大変ありがたいことだなと。石材でね。これだったら長く持ちますので、木やったらなかなか大変なので。私としては引き続きベンチ設置をやっていたら高齢者の方々は大変助かると思いますが、意見だけです。

それからあと、二上山ふるさと公園の公園館のほうのトイレの洋式化ということで、あり

がありがとうございました。ここにビジターズセンターができたらいいなと私、常々思ってたんですけど、市政フォーラムでも公園のトイレについて洋式化を望む声を幾つか私も聞きました。市長の耳にも届いていると思うんですが、この公園館については全て洋式化するというところで、今後引き続き公園のトイレの洋式化、基本的には1基とか付けておられるとは思いますが、和式のほうが多いというのが現状だろうと思います。ぜひ、改善、引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

増田委員長 建設課、西川課長。

西川建設課長 ただいまの質問につきまして、債権につきましては2件以上はございませんし、今後増えません。債権の残額として約208万円が残っております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

横井委員。

横井委員 横井です。簡単な質問に入ります。114ページの備考欄の下のほう、市道管理事業（建設課）というところ、そこで需用費のところの修繕料、これは自前で自分らで修理したときの費用ですか。

増田委員長 建設課、西川課長。

西川建設課長 ただいま横井委員の質問について説明させていただきます。

この修繕というのは、委員のおっしゃられているイメージは、多分、道路を自分たちで修繕するという意味ではなく、ここで組んでおりますのはうちの公用車の修繕費でございますので、以上でございます。

増田委員長 横井委員。

横井委員 どうも先ほどの答え、そのとおりで、道路修理であまりにも少ないなと思ったんです。どうも分かりました。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、120ページ、6款土木費、4項都市計画費で、これ目は都市計画総務費の一番右端にあります都市計画総務事業のこの大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画策定業務委託料、この2次ということは1次もあると思いますので、そのそこら辺も含めた内訳を簡単にお聞かせください。

それともう一つ、これどないしましょうかね。その下にあります下水道事業会計補助金5億7,000万円ほど、これはどうしましょう。聞かんとこうか、後にしましょうか。

増田委員長 そやね、ここで聞いてもちょっと難しいですね。

松林委員 これ聞きたいのは、この5億7,000万円というのは市の単費なのか、それともどっか国から歳入で入れていただいているのか、そこだけお聞きしたいんですけどもね。

増田委員長 結構です。今、井邑部長が来られたので。

松林委員 もう一回質問、120ページの公共下水道費という、下水道事業会計補助金、ここ5億7,000万円ほどあるんですけども、ここは市の単費でここを入れておられるんかどうかいということ

ちょっとお聞きします。

増田委員長 先のやつあったよね。

都市計画課、奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

大規模盛土第2次スクリーニングのことにつきましての質問についてお答えさせていただきます。まずこのスクリーニング調査でございますけれども、国の国土交通省の補助事業として行うものでございまして、第1段階、第2段階、第3段階いう形で進めていくものでございます。この第1段階としましては、まず国・県が行うものでございましたけれども、大規模盛土の造成地のその抽出をまずさせていただいたということで、これによりまして大規模盛土造成地マップというものが全国で公表されておりました、これにつきましては、もう令和元年について調査が完了しているものでございます。この度の第2段階としましての大規模盛土の第2次スクリーニング計画策定業務でございますけれども、これにつきましては、葛城市において住宅開発におきまして一定規模以上の造成地を行った箇所につきまして年代別調査、及び調査員が直接現地に赴きまして目視等の調査を行い現地調査を行いまして、その盛土自体がボーリング調査を必要とする地質なのかどうか、またそうである場合はどの盛土から順番にそういうボーリング調査を行っていく必要があるのかというものを計画としてまとめたものでございます。

以上です。

増田委員長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

委員ご質問の公共下水道費におけます下水道事業会計への補助金5億7,502万9,000円の財源ということですが、これは一般会計のほうから下水道事業会計のほうへ、下水道事業会計から申しますと繰入れしていただいているものではございますけれども、その一部につきましては国からの交付税措置があるということは聞いております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 最初の第2次スクリーニング計画という、これは第1次で地図とかそういうのは策定されておるということで、第2次で精査するという、こういう意味合いですね。ここは分かりました。この5億7,000万円、この一部は国のほうから補助があるという。ほとんどはあれなんですかね、やっぱり市の単費ということですかね。

(「同じ話でよかったら」の声あり)

増田委員長 同じ話でも結構ですので、ここはここで。

(発言する者あり)

松林委員 もう、一部分かれば、もう大体分かればよろしいわ、もう。

(「3億と2億何千万円の基金差やって、2億円ほどだったんで」の声あり)

松林委員 もうそれで結構です。

増田委員長 よろしいか。大体そのぐらいの割合で交付金参入をされると、こういうことございま

す。

ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 3点お願いします。まず114ページです。1項土木管理費、1目土木総務費の備考欄の上から、12節委託料のところですか。道路台帳システム再構築委託料、これ予算のときにも確認をしたんですが、ちょっと分りにくかったので、もう一度お伺いしたいんですけども、マイクロソフトのブラウザ、インターネットエクスプローラーのサポート終了に伴う措置ということで、新たにシステムを組まれたということでした。これ、今現状では何で動かしているのか、いわゆるモダンブラウザと言われているE d g eとかC h r o m eの上で動かしているのか、あるいは古いそのサポートの切れたインターネットエクスプローラーで動かすためのものなのか分からないんです。古いので動いているのであればもうサポートは終わっているので、このシステム改修をずっとやり続けんとあかんかもしれないんですけど、これをいつまでと見ていいのかをちょっと教えてください。

それから続きまして、2つ目、121ページ、3目公園管理費の都市公園管理事業の1節報酬、8節旅費のところですか。パートタイム会計年度任用職員のところに係るところなんです。これ、新規なんですよ。ここのところは恐らくしあわせの森公園ではないかと思うんですけども、新規で会計年度任用職員を雇って、今後どういった業務をしていかれるのか、ちょっと分からないので教えてください。これが2点目。

最後、3点目、125ページ、4目吸収源対策公園緑地事業費の吸収源対策公園緑地事業の14節工事請負費です。これもしあわせの森の植栽工事ということですが、これ一体いつ完了するのか、いつまでに終わるものなのかというのを、3点目としてお願いします。

増田委員長 建設課、西川課長。

西川建設課長 建設課、西川です。

ただいま奥本委員の質問に対しまして、サポートにつきましてはE d g eのほうで全て動くようなシステムで、今、構築していただきました。

以上でございます。

増田委員長 都市整備部、奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

公園管理費の会計年度任用職員の件でございますけども、この件につきましては、緑化植栽管理、この部分について、当然そのしあわせの森公園等のところもあるんですけども、うちのほうが持っております都市計画施設、例えば新庄駅前通り線であったり、それ以外の都市公園であったり、そういうしあわせの森公園であったり、それが委託の中で賄いきれない部分が絶対ございます。その部分につきましては、うちのほうは今までは職員が主に直接直営で行ってたんですけども、その部分を賄うために週2回の割合で会計年度任用職員に来ていただいた中で緑化管理をさせていただいているというところでございます。

続きまして、しあわせの森公園、この部分でございますけども、植栽の整備につきましては令和4年度において全て完了しているところでございます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 まず1点目のブラウザの件ですけども、今のモダンブラウザと、今の現状でも動くということ、今後これも大丈夫ということで認識でよろしいですね。ありがとうございます。

それから会計年度任用職員は、これはもうしあわせの森公園に限らず、いろんなところで、これまで職員がやってらっしゃったところを週2回されるということで、分かりました。

最後の工事請負費に関しても、令和4年度で完了ということですね。了解です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 公園について聞きたいと思います。葛城山麓公園ですね。120ページになります。公園管理費、葛城山麓公園管理運営事業全般についてお聞きしたいんですけども、この成果報告書に多目的広場利用状況のところが入ってない、コロナでなんですかねというのがまず。葛城山麓公園は遊具を全部変えていただいて、僕も何回か行かせてもらったんですけども、皆さん行ったことありますか。すごい蓮花ちゃんのシールとかあったり、僕、観光とかいろいろ今言われてる、葛城市を盛り上げるために、次、僕は公園を推していきたいなといろいろ考えてるんですけども、子どもらもいつ行っても結構多くて、あの公園はどんどん葛城市の中でも推していきたい公園であるのは間違いないと僕は思ってるんですけども、利用状況ですよ。ちょっと周りの方もなかなか知らない方も、公園遊具新しかったと言う人もおれば、あそこの遊具ようになったと言う人もおられて、利用状況が楽しみにしてたんですけど出てないので、ちょっとこの辺どういう感触なのかと、あとこれから観光とはまた違うと思うんですけども、今、子どもの公園とか調べたら、関西公園ランキングとかいっぱい出てくるんです。そういったところに全面的に推していきたいなと、僕はいろいろほかにも考えてることもあるので、それはまたどこかの一般質問で言おうと思ってるんですけども、そういうこと組んだらいいか分からないんですけども、公園自体の紹介の推し方、来年に向けて、ちょっと考えていただきたいなと思ってるところでもあるんです。これは答えなしで要望だけでいいんですけども、そういったランキングにも、ほかの公園も入ってるところいっぱいあるので、あれを見るだけでも、あの公園に来られる方、絶対おると思います。この辺の周り見ても、なかなか優秀な遊具やと思います。多分皆さん行ったことある方は分かると思いますけども、きれいですし、ほんまに蓮花ちゃんとか貼ってるから葛城市オリジナルという感じでいいと思いますし、僕が一番いいと思ってるのは上と下と分かれてるところなんですよね。公園全体を満喫できるというか、途中で川があったり広場があったり、すごいいいところなので、あれをどうやってアピールしていくかというのは、僕もまた考えますので、それはちょっと後日言わせていただきます。

次に、この成果報告書の61ページの4番の公園管理事業の中の尺土池ふれあい公園の遊具設置でバスケットゴールを付けていただく、これも僕、今バスケが流行ってるので、どこか付けようよという話をしたかったので、付けていただいてよかったんですけども、ボール使えるのかなという。公園でボール、前も一般質問させていただいたと思うんですけども、葛

城市の公園はボール使えるというのは、バスケットボールだけオーケーとかいう何かルール、うまいことつくってんのかな。というか、ボールを使える公園を造ろうと前、僕言ってたんですけども、造っていただくのいいんですけども、どういうルール決めになってんのかなど。バスケットボールだけはオーケーとなってんのか、ちょっとその辺がよく分かんないんでお願いできますか。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いたします。

葛城山麓公園全般のことについてのご質問であったかというように思います。委員おっしゃっていただくように、公園の遊具を新しく入れ替えたことによって、この春先からの来場者数はかなり増えておりまして、逆に駐車場がないというようなちょっと苦情のほうまでいただいております、そのゴールデンウィークであったりとか、そういうときには以前からも設置しておったんですけども、上と下にガードマンを付けさせていただいて対応させていただいております。また、その今の成果報告書の中の多目的広場の利用状況というのが未記載ということなんですけども、この部分については上の公園部分ということではなしに、今、バーベキュー場の部分をいつもここに書かせていただいております、今現在まだ利用中止、休止状態ということで記載はしておりません。去年、おとしぐらいまでは葛城山麓公園の利用者数ということで上げさせていただいておったんですけども、そのときも委員のほうからご指摘があって、うちのほうの数の数え方というのが、車1台当たり何名というような形でしか計上できる方法がないため、今現在、利用者数については記載をさせていただいております。今後、今おっしゃっていただくように、上と下と一体となることができる施設でございますので、何かの形でPRできればなというように考えております。

以上でございます。

増田委員長 都市計画課、奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

尺土池ふれあい公園のバスケットゴールを設置と書いてあるんですけども、この部分につきましては、もともとこの當麻町時代に、ため池の整備という形でこの尺土池ふれあい公園ができたんですけども、その事業の中ではもともとバスケットゴールが付いておった、この部分を更新させていただいたというところでございます。

あと、ボール遊びが禁止やというお話なんですけども、基本的にこの尺土池ふれあい公園につきましては、公園条例の公園ということで都市公園ではないんですけども、基本的には公園におけるボール遊びにつきましては節度のある中でやっていただいているというところかなと考えてます。基本的には禁止というスタンスかなと思っております。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

杉本委員。

杉本委員 葛城山麓公園に関しては大好評、大成功ということで、僕、前、言いましたよね。カウ

ントの仕方がよう分からんという言うたんは確かです。でも、何かの数字というか、あれは必要なかなと思います。あともう一つ、ちょっと暑い時期になると自動販売機の数が少ないかなと思ってるところがありまして、これからあの公園、更に僕はちょっとなかなか有名にというか、次は僕は葛城市のメインに推していきたい感じがあるので、その辺の整備だけよろしく願いしときます。

尺土池ふれあい公園、バスケットゴール、前、それは僕知らんかったんですけど、あつたやつを新しくして、ボール遊びは節度ある中でお願いして、ボール遊びは基本禁止と今聞いたんですけども、ちょっとよく分からないんですけども。何が言いたいか。バスケットゴールはあるわけでしょう、基本的には。バスケットゴールだけあってボール遊び禁止やったらちょっと意味分かんないの。かといってバスケットボールだけオーケーというのちょっと無理があると思うんですけど。これを機に、ここの公園にゴールはせっかくあるわけですから、それに対してそのボール遊びに関しても、前にも一般質問させてもうたか分からないんですけど、ちゃんとルール決めていただいて、節操あるとか言われても、子どもら節操ということを説明できへんと思うので、この年代以下やったら大人同伴である、ボールに関してはこれはオーケーやけどこれは駄目とか、硬球やったら駄目やけど軟球やったらオーケーとかいうふうにしっかりルール決めして、せっかくあるもんを使っていただけたらなと、今答えられへんと思うんですけども、ちょっとそれは僕、前も言ったと思うんですけど、やっぱり市内の子どもらでボールで、例えば今、バスケでもサッカーもそうやけど、野球でも昨日、阪神優勝しましたやんか。これで野球やりたいという子ら、僕の知り合いでも道で野球してるんですよ、道で。何でかと言うたら、公園でやったら駄目やから、怒られるから。ルール上はそうなんですけども、というときに代わりにできる公園が僕は欲しいなと思ってんですけども、この尺土池ふれあい公園はもうゴールもあることですし、これを機にしっかりと考えて、子どもらがボール遊びできるような公園を造っていただきたいなと思ってます。

以上です。

増田委員長 答弁よろしいか。

杉本委員 いいです。

増田委員長 尺土池ふれあい公園の管理者。

阿古市長。

阿古市長 私も尺土池ふれあい公園にバスケがあるとは知りませんでした。バスケットボール、非常にワールドカップ等で活躍して話題になっておりますけども、ストリートバスケットボールだけ認めんのかどうかというのは微妙なのかなという気がしますので、過去にあったということで継続的にお使いいただけてるんやと思うんですけども、その辺1回整理だけ、考え方の整理はしたいと思います。

それともう一つ、葛城山麓公園をお褒めいただいて、どうもありがとうございます。やっときれいになったのかなと、更新ができたのかなという思いでいてるんですけども、公園の使い方というのは、委員のご指摘もあるんですけど、どのような使い方するのかというと、今まで葛城市の公園、大きい公園3つあるんですけども、屋敷山公園も二上山ふるさと公

園も葛城山麓公園もあるんですけど、基本的には市内の方を対象とした公園やという理解の仕方してます。児童公園ですとか近所にある公園というのは、もうご近所の方がお使いになる。そやから、あくまで市内の方を対象した公園ですので、市外の方を前提とした公園整備はしてなかったのかなと思います。ただ、ご利用の状況を見ますと、コロナ禍でもございましたけども、二上山ふるさと公園等は非常に市外からもおいでいただいたように思いますし、それ考えますと、その公園整備と、ある種これは観光としてもし使うのであれば、それなりの休憩していただける場所ですとか、そういうようなものの整備と一体の考え方で進める必要があるのかなと。公園だけ宣伝して市外からいっぱい来ていただいても、ただそれだけであったら何の意味もございませんので、ですからちょっとその辺の考え方も整理した中の公園の在り方というのを、特に重点的にどこの公園はどういう具合にするというような考え方が必要なのかなと、委員のお話を聞いてて感じたところでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。葛城山麓公園も市長おっしゃるとおり、その市外に向けてというのは微妙な話やと思うんですけども、僕は全てがリンクしていくような気がしています、その辺に関しては。公園に遊びに行く、それは観光と言われたら微妙なところがあるんですけど、公園に来られた方が、えっ、葛城市は相撲の発祥地なんや。道の駅で何か買ってこうと、全てにおいて僕は盛り上がるような仕組みを今ちょっと考えて、偉そうですけど、イメージというか、夢見てるんです。それには、あそこの公園はすごい武器になると思って、おっしゃるとおり駐車場もちょっと整備も必要やと思いますし、例えばあそこにカフェなんかありゃあなという夢は見ております。ただ、全体的に盛り上げるためには、まず1つの武器にはあそこはなるかなと僕は感じております。前、市長がおっしゃったみたいに、バスケだけオーケーと、難しいんですけども、これを機にもう全部オーケーに、子どもらがボールで、硬球とか大人が遊べるんじゃないかと、小っちゃい子どもらが軟球程度で、前の日に野球、サッカー見たから、柔らかいボール蹴るぐらいの公園は葛城市は1個ぐらいはあったほうがいいんじゃないかなと思うので、前向きにお願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、6款土木費に関する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、13時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7款消防費及び8款教育費の説明を求めます。

吉井会計管理者。

吉井会計管理者 会計管理者の吉井でございます。よろしくお願いたします。

それでは、7款、8款の説明をさせていただきます。125ページをお願いいたします。

7款消防費でございます。全体といたしまして、5億5,298万243円の支出でございます。

1項1目広域消防費では、広域消防組合事業といたしまして、5億683万2,000円の支出でございます。

126ページをお願いいたします。2目非常備消防費におきましては、消防団運営事業、屯所管理事業を合わせまして、3,509万6,478円の支出でございます。

127ページをお願いいたします。3目消防施設費では、消防施設整備事業といたしまして、343万8,940円の支出でございます。

4目災害対策費におきましては、761万2,825円の支出でございます。主な事業といたしましては、防災対策事業で473万1,825円の支出でございます。

次に、128ページをお願いいたします。8款教育費でございます。全体といたしまして20億1,986万1,339円の支出でございます。また、4億6,946万6,600円を繰越いたしました。

1項1目教育委員会費では、教育委員会事業といたしまして、148万4,967円の支出でございます。

2目事務局費におきましては、5億1,051万8,100円の支出でございます。主な事業といたしましては、130ページ、学校情報化推進事業で、4,617万1,847円の支出でございます。

次に、131ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費では、小学校運営事業、管理事業などを合わせまして、2億5,073万9,924円の支出でございます。また、4,290万円を繰越いたしました。

次に、134ページをお願いいたします。2目教育振興費におきましては、3,855万9,840円の支出でございます。主な事業といたしましては、小学校教育振興事業で1,821万9,629円の支出でございます。

135ページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費では、人件費と中学校運営事業、管理事業などを合わせまして、2億3,797万824円の支出でございます。

137ページをお願いいたします。2目教育振興費におきましては、3,100万1,287円の支出でございます。主な事業といたしましては、中学校就学援助事業で、1,957万4,170円の支出でございます。

138ページをお願いいたします。4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では、人件費と幼稚園運営事業、管理事業などを合わせまして、2億8,505万3,846円の支出でございます。

140ページをお願いいたします。2目教育振興費におきましては、幼稚園教育振興事業といたしまして、173万8,557円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、5項1目社会教育総務費におきましては、3,043万4,419円の支出でございます。主な事業といたしましては、141ページにございます学校・地域パートナーシップ事業で、297万7,058円の支出でございます。

142ページをお願いいたします。2目人権教育推進費では、人権教育推進事業といたしまして、279万9,000円の支出でございます。

3目文化財保護費におきましては、文化財保護事業といたしまして、1,545万2,932円の支

出でございます。

143ページをお願いいたします。4目公民館費では、公民館分館運営事業、中央公民館管理事業などを合わせまして、6,086万2,983円の支出でございます。

144ページをお願いいたします。5目コミュニティセンター管理運営費におきましては、コミュニティセンター運営事業、管理事業を合わせまして、811万5,491円の支出でございます。

145ページをお願いいたします。6目文化会館費におきましては、新庄、當麻両文化会館の運営事業、管理事業を合わせまして1億2,105万9,818円の支出でございます。

ページ飛びまして、148ページをお願いいたします。7目図書館費におきましても、新庄、當麻両図書館分の運営事業、管理事業を合わせまして、5,328万1,408円の支出でございます。

ページめくっていただきまして150ページ、8目歴史博物館費におきましても、人件費、歴史博物館運営事業、管理事業を合わせまして、5,357万9,578円の支出でございます。

151ページをお願いいたします。6項1目保健体育総務費では、1,279万7,118円の支出でございます。主な事業といたしましては、152ページのスポーツ振興助成金事業で、503万8,760円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2目体育施設費におきましては、當麻、新庄スポーツセンター及び体力づくりセンターの管理事業運営事業といたしまして、3億441万1,247円の支出でございます。

以上で、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願ひましたが、まず7款消防費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

横井委員。

横井委員 まず126ページ中段、7款1項2目8節、ここで8旅費とはOJT、OFF-JT等の研修のことですか、またはイベント参加費のことでしょうか、が1つ目。

2つ目、同じく13節バス借上料とは何ですか。これ2つ目です。

3つ目、127ページ中段、7款1項3目10節消耗品費の内訳は何ですか。

3つ、よろしくお願ひします。

増田委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。よろしくお願ひをいたします。

ただいまの横井委員の3つの質問、まず1つ目、旅費についてでございます。こちらの旅費につきましては、昨年、葛城市消防団が県大会で見事5連覇を果たしまして、全国大会出場に伴う随行いたしました職員6名の旅費となっております。

続きまして、バス借上料でございます。こちらにつきましては、消防団が全国大会出場に伴いますバス借上料となっております。葛城市から京都駅、また試合会場であります千葉県市原市が試合会場だったんですけども、その宿泊先の千葉市から市原市までのバス借上料となっております。

あと、消耗品費でございますけれども、主なものとしたしまして、これも全国消防団操法大会出場に伴いますホースや筒先、吸管などのポンプ車周りの装具、あと手袋等、そして女性消防団が市内の保育所、幼稚園等で行われます防火勉強会のときに配布させていただいております啓発物品、折り紙とか風船等、そして抗原検査キット、マスクなどでございます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。予算の時点でそのことについてはご説明いただいていると思うので、その次の質問があればと思うんですけど、ないですか。

横井委員。

横井委員 ないです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。7款消防費、1項消防費、1目広域消防費についてであります。広域消防組合事業ということで、葛城市も広域消防組合に入っているわけですがけれども、令和4年度中に設備の統廃合等、何か動きがあったのか、これは葛城市の阿古市長のときですけども、葛城消防署の建替えということでいろいろと議論をしてみました。そのときに、広域消防組合の事業の中で将来的に統廃合があるんじゃないかというふうなことで、先を打ってそういうことを考えた、そういうことで議論もしたことがあるわけですがけれども、現状、広域消防組合は今どういう状況でどういう方向に向かっているのかお伺いしたいと思います。その設備の統廃合という点で、どういう方向へ行ってるのかということについてお伺いしたいと思います。

2つ目、126ページです。同じく7款消防費、1項消防費、2目の非常備消防費のところの10節需用費、ここに服装整備費というふうにありますけれども、この内訳がどんなものかということをお聞きしたいと思います。聞きたいのは、消防団については火災だけではなくて水防ということでもやられておられます。近年、非常に水、洪水の問題、多々起きておりますので、その装備品、服装のほうでどうなっているのか、ちょっとお聞きします。

以上です。

増田委員長 生活安全課、西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

谷原委員のまず1問目なんですけども、広域消防組合での施設の統廃合等の動きということなんですけれども、これはこれから先の話で聞いており……。

(「令和4年度中にそういう話があったかどうか」の声あり)

西川生活安全課長 令和4年度中は特になかったかと思われま。

あと、服装整備費の内訳でございますけれども、これは主に消防団の消防活動に伴います服装、例えば活動服、また役員とかになられましたら今度は制服等も必要になってまいります。そういったもの。あとアポロキャップや長靴、そして安全靴、そういったものを購入させていただいております。お尋ねのその水防に関する服装装備というところでは、令和4年度におきましては、支出のほうはございません。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 広域消防組合の話なんですけども、令和4年度に実際に新しく消防署が統合されて建設されたとかいう事象はございませんけども、令和4年度中にグランドデザインというものが策定されました。そちらのほうは、そのグランドデザインの目標年数というのが大体2030年頃の目標年数になっております。そこへ行くまでにおきまして、今現在、葛城消防署は香芝消防署の分署となるという計画になっております。非常に残念なことなんですけども、分署機能ということではありますが、そのグランドデザインの中でその表記になったということにつきましては非常に問題を持っておりましたので、まず消防署から分署に体制的に落ちるとということにつきましては、その分の人員の確保をどうするのかという議論を一応提起しております。その中で、令和4年度のグランドデザインの完成のところでは、将来において葛城市消防……。その当時にはもう分署になっておるんですけども、分署と高田南出張所と統合し葛城市内に消防署をつくるという1行を入れさせていただいたところではございますが、やはり広域消防になっての効率化等の議論の中で、残念なことにやはり葛城消防署として単体としての存続というのは難しかったというところがございます。新しくできる統合されたものにつきましては葛城市内に置くという表記をいただいておりますが、まだ実際にその作業に入りますのはまだだいぶ先の話になります。実際には葛城消防署のその耐用年数、それと高田南出張所の耐用年数等がございますので、両耐用年数が来たときにはそのような作業に入る。それまでに行く通過点といたしましては、葛城消防署は申し訳ないですけども分署という扱いになります。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。水防のほうについては、今後またご検討をよろしく申し上げます。

それから、ただいま広域消防組合の動きを詳しくお聞かせいただきましてありがとうございます。これはちょっと私の意見ですけれども、あのときの消防署、新しく葛城市内に造ろうといったときに、防災拠点としての役割を持つような広さを持つということで、場合によってはヘリコプターが発着できるような広さで、でもなかったですかね、何かそんな議論もちょっとあったように思うんですが、葛城市は今、新町にあるサッカー場、ドクターヘリがよく来ております。最初、芝生に降りてたんですけども、芝生が傷むということで、今は野球場のほうに降りたりしてるんですけども、そこはよく救急車も来て、ドクターヘリが来てるというのをよく見ております。私は、今後、防災拠点というのは葛城市でも必要なのかなと。そういうことの中で、将来的に葛城市の新しい消防署、今のような形で将来、高田南署と統合するときに葛城市内に造るのであれば、その候補地等も含めて早めに準備も要るのかなと。場合によっては先に防災拠点づくりということがあれば、住民の方々にもご理解しやすい、あるいはいろいろ検討しやすいのかなと思うことがありますので、ぜひ、非常に努力していただきまして、将来残すということ一文入れていただいたいということについては感謝申し上げます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 ちょっと谷原委員との関連でお伺いします。先ほどの126ページ消防団運営事業ということで、これは成果報告書では64ページなんですけども、水防の出動回数というのが出てまして、出動回数2回で延べ人数70人出動されてるということで、令和3年度は0回でもう全然出動されてないし、当然、人員も出動してないということなんですけども、この内容ですね。やっぱり、最近よく線状降水帯とかよく耳にします。水害のことについても非常に皆さん関心の高いところでありまして、そのところ、どういうふうな内容で出動されたんか分かれば教えていただけますか。

増田委員長 生活安全課、西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまの委員のお述べの水防の出動実績の内容というところをお伺いかと思えます。令和3年度はおっしゃるとおり0回、特に大雨も降らなかった、台風も来なかったというところでの0回であったと思えます。あと、令和4年度につきましては2回なんですけど、そのうち1回につきましては8月10日、これは台風でも何でもなく、突然の局地的なゲリラ豪雨が葛城市に降りまして、そのときに市内各地で冠水、また河川の越水等ございました。そうしたところに、これも6分団、消防団、分団が6つございますけど、6分団全てが出動いただきまして、それぞれの所管する大字等の危険箇所の推移等、見守り等、また越水しているところには土嚢を積んでの即時の対応というような内容で活動していただきました。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 ゲリラ豪雨で冠水、越水が起こって出動したと。それぞれ対応していただいたということで、本当に谷原委員のほうでは装備はどないなんだという質問もありましたけども、装備と併せまして、ここで分かるんかどうかわかりませんが、あるとき、消防団の団長と議員も交えて懇談会を開いたんですわね。消防団の団長は、今後、もう当然、訓練と言えば、僕らがイメージするところは火災に特化している部分が多いと思うんですけど、これから先はやはり水防というところへ、訓練も含めて装備も含めてやっぱりシフトしていくんではないかなという、そういうような考え方でおっしゃっておられたんですけども、これもし分かればの話ですけども、装備おっしゃいましたけども、訓練等、水防に対してもそういう方向性で訓練もされておられるのかどうかということがもし分かれば教えていただきたい。

増田委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまの消防団の水防の訓練というお問いだと思えます。こちらにつきましては、令和5年度当初予算で、止水板をまず35枚、また補正予算もつけていただきまして、国の補助事業を活用いたしまして、更に50枚の止水板のほうを購入させていただきました。7月にちょうど納品のほうをいただいたところでございます。もうその止水板50枚を各分団に8枚ずつお配りをさせていただきまして、早速8月の分団の訓練のときにその止水板を活用して、実

際、ポンプで水を出して、その水をどういふふうに止めるのかというようなところを訓練していただいたという声をいただいております。なかなか、有効なものだったというお褒めの言葉もいただいております。ですので、今後につきましてもそうした訓練の中で、いろいろ土嚢の積み方であったりとか、そういったところの訓練も必要になってくるというのはもう団長もおっしゃっておりますので、そういった活動のほうをしていただけると思っております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 もう言いつ放しになりますけども、止水板、補正予算でも追加していただいて、本当に僕も現物を見たことないんですけども、非常に効果があるとちょっとお聞きしまして、そういう装備の面でも今後更に拡充を図っていただきまして、水防に対する手をしっかりと打っていただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 この予算のところ、どこで聞いたらいいか分からなかったんですけど、予算の有効活用という意味でちょっと聞かせていただきたいんですけども、予算的にはこれはもう安心・安全なまちづくり事業のところになるんですけども、可搬ポンプのところなんです。可搬ポンプは各大字に今、配備されてるんですけども、その実際どう使われてるかというところで、実際、これ自警団のほうを担当されてると思うんですけども、聞くところによったら、本来、月1回の点検訓練やっているはずやけども、それが行われてないということも聞いたりしますので、やっぱりあれ特にポンプは月1回、本当に真空になるかどうかとチェックしとかんかったら、いざというとき全く動かないので、ご存じのとおり。だから、その辺りが実際、有効活用されてるかとか聞くのはもうこしかないなと思って聞かせてもらうんですけども、まずその辺の可搬ポンプの運用というか整備も含めてチェックできてるかどうか、これが1点です。

あと、この決算書に戻りまして128ページ、4目災害対策費の民間建築物耐震改修促進事業の建築物耐震改修促進事業補助金、要はブロック塀だと思うんですけども、この間、昨日かな、西川副委員長のほうが宅地、空き家を取り壊すやつに使い勝手が悪いとおっしゃってたけども、ここのところももともとは通学路のブロック塀が崩れたところから始まるかと思うんですけども、現状ではこれはやはりその道路に面したところとか、そういう制限があるんですかね、ずっと。例えばその民家の境界の敷地にあるようなやつで、何か地震が起これば崩れてきて不安やというような場合は、やっぱり相変わらず使えないのかという、そこだけ再度確認したいと思います。

この2点お願いします。

増田委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいま奥本委員からの1点目の質問、まず各大字で持たれているポンプの可動点検等の

お聞きやったと思うんですけども、今そのどんだけの大字が今持たれてて、どういった形で訓練をされてるというのを調べたところだったんですけども、その資料を今持っておりませんので、これは後ほど説明のほうをさせていただきたいと思います。

あと、基本的には今、奥本委員がおっしゃられましたように、自警団が主となって、そのポンプの点検、大体月1回はしていただいているとは思うんですけども、私の地元太田では月1回必ずさせていただいております。ただ、大字によりましたら、大字の役員のほうでされてるところもお見受けしておりますので、そういったところでなかなか大字の役員が毎月できるのかというところもあるんですけども、ちょっとその辺は調べました内容をまた後で説明のほうをさせていただきます。

あと、2問目のブロック塀の民家と民家の間のブロック塀について、この補助の対象になるのかというところがございますけども、こちらにつきましては、今おっしゃられましたように対象外となっております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 可搬ポンプ、本当にこれ、いざというときに使えないケースが多いんですね、正直言うて。あれ多分さわってなかったら、多分どうしたらいいか分からんと思います。手順間違うと水が出ませんので。やっぱりそこはせつかく予算つけて配備されてるんですから、何かあったときに有効活用できるような体制だけは取っただけでいいかと思っています。資料はいつでも結構なので、また教えてください。

ブロック塀に関しては、やはりということで、優先順位があって通学路というのは分かったんですけども、それがある程度、対策できてきたその次という段階に進んでもいいかなと思いますので、それがその境界線のところにあるブロックになるのかどうか分かりませんし、あるいは通学路じゃない道路のところでもやっぱり危険というところがあったりしますので、その辺りまた今後、これをどう活用していくかというところを考えてもらえたらなと思います。

以上です。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 今の奥本委員が言うてくれてはった建築物耐震改修促進事業補助金なんですけど、先日、空家解体補助金というのを、企画政策課のほうなんですけど、これは併用できるものなんですか。要は、そっちと今の、これはブロック塀ですよんか。それは併用は、これ誰が分かるか分からない、林本部長に聞くのかな。併用が可能なんかどうかというのを。

増田委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

ただいまの西川副委員長のお問いでございまして。制度上の話ということになりますので、確かに私どもの考えているのは、このブロック塀というのはあくまでも基準がありまして、地面から高さが80センチメートル以上というような要綱でございまして、空き家というのはもともと人が住んでおられないということもありますので、その辺は制度上のことなのです。

で、今すぐに分かりかねますので、後ほど調べてご報告させていただきます。

増田委員長 先ほどの可搬ポンプの導入時の市からの助成というのは説明のとおりなんですけども、それ以外に一括交付金の中で7万5,000円の年間の助成していただいていると。その目的、要するに先ほど奥本委員がおっしゃってる適正管理のための7万5,000円なんか、その目的を説明いただいたらいかがですか。

西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

今、委員長がおっしゃられました一括交付金の中でも、そのポンプの維持費に係る補助金として7万5,000円持たれてる大字には、支出のほうをさせていただいているところだと思います。今回、うちのほう、各大字区長様に、そういった改めて所有をしているのか、またちゃんと点検もしていただいているのかという調査をさせていただきましたのも、その一括交付金で交付をさせていただいている実績に見合っておるかということのも確認を兼ねましての調査でございます。ちょうど今、調査が終わったところですので、また企画政策課のほうで持っておりますその助成内容と合致しているのかということも、また点検させていただきますかと思っております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 お二人のブロック塀のことにに関してちょっと関連で聞きたいんですけども、これは昔、通学時の事故を踏まえて即座にやっていたことやと思うんですけども、計11件と。11件と言われても何メートルなんかいまいち分かんないんですけども、あとどれぐらい残ってるかとかいうのがあるんですかね。これは例えば、その家の持ち主の方が申請して初めてやる、やらないと言ったらやらないになっちゃうわけじゃないですか。でも何とかやっていただけないですかねみたいな動きされてんのかなと。例えば、これ危険を除くために取り入れてるわけじゃないですか。やっていただくのはもう全然ありがたいんですけども、これからの動きですよ。だからこの11件やっていたいたんですけども、残りは多分PTAの方々とかの情報とかも入ってると思うんですけども、入ってないのかな。そういう情報とかも踏まえた上で、これからこういった動きをしていくというのがあるんですかね。残りどんぐらいあるのかなという。1か所でも危なかったら危ないんじゃないのと思っちゃうので、できれば全部なくなったらいいと思うんですけども、難しい話だと思うんですけども、その辺の情報はあるのかなと思って。あと、これ何メートルぐらいになるんですかね、この11件は。ブロック塀を撤去と、11件と言われても、こんなも撤去したら撤去じゃないですか。でもぶわーっと1列も撤去は撤去じゃないですか。何メートルぐらい安全になったのかなというのがちょっと分りにくいので、教えていただければ。

増田委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいま杉本委員からのご質問、ブロック塀についてですけれども、まずこのブロック塀

の残りどれだけかという把握をしてるのかというところですが、こちらにつきましては、あくまで市民の方からの申請に応じてうちのほうが現場調査をいたしまして、この補助事業に合致したブロック塀であるのかというところを確認させていただきまして補助のほうをさせていただいておるところでございますので、あとどれぐらいとかいうのは把握はできておりません。

あと、たまに街中走ってても、傾いているブロック塀とかお見かけしましたら、それは個別にお話のほうを、私も1件お話はさせていただいたことがございますけれども、ちょっとまだそれについては対応いただけてないんですけれども、そういったことはさせていただいております。

そして、令和4年度中に撤去いたしましたブロック塀の長さについては、ちょっとそこまで今、資料のほうを持ち合わせておりませんけれども、例えば、家を囲むようなブロック塀でしたら、道に面している部分だけのブロック塀、それ全てを撤去する工事費につきましては、道路に面している部分だけを按分して面積を測りまして、その分、工事費を按分させていただいて補助をさせていただくような形となっております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 長さは分かり次第教えていただいたら。そういった動きはされてるということですよ。通学路のことなので、その危険性があるところの通学路の子どもたちの指導というものもあるわけじゃないですか。そこはある程度危ない。斜め向いてるところはもう既にあるんでしょう。そういうのも踏まえてやっていただいたら、これ、前のニュースでもそうですけども、何かあったらもう取り返しつきませんので、努力はされてると思うんですけども、引き続き安全な通学路という意味でもちょっと頑張って、解体できなくても工夫できることはできると思うので、その辺はよろしくお願ひしときます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、7款消防費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。午後2時10分から開始いたします。

休 憩 午後2時04分

再 開 午後2時10分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、8款教育費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 では、131ページの8款1項2目の英語教育講師派遣委託事業で12節委託料の2,409万8,000円の分なんですけれども、すごく興味のある分野なんですけど、まず委託されるとき、その講師を、派遣していただく講師の条件というのは出しておられるのかなというのと、そ

れから委託先を聞かせていただきたいのと、それからそのALTの先生だと思うんですけど、ALTの先生の勤務時間というのは普通の教員の方と同じなのかどうかというのをお願いします。

増田委員長 学校教育課、西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いします。

まず、この委託先でございますけれども、株式会社インタラックという会社に委託しております。

委託されるとき条件ということなんですけども、一応英語圏内のネイティブの方ということをお願いしております。

あと、勤務時間については、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、恐らくちょっと短かったかなと思ってるんですけども、来る時間は一緒やと思うんですけども、普通の方が多分午後5時とか7時間45分やったと思うんですけども、恐らく7時間やったように覚えてますけども、今、正確な資料を持ち合わせておりませんので、また後刻回答させていただいてよろしいでしょうか。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 委託先はこの間、昨日お聞きした幼稚園、保育所だったかな、保育所の委託先と一緒にということで、依頼されるとき条件というのは英語圏内ということなんですけど、英語圏内もアジアのシンガポールとかフィリピンとかも英語圏内に入れてらっしゃるのかどうかというのもお聞きしたいのと、それからそれ以外の条件、例えばやっぱり英語を教えると、英語というか、そういう教える立場になる人のそういった資格ですか、そういうところまで調べてらっしゃるのかどうかというのもお聞きしたいです。ESLとかTESOLとかそういうのを持ってらっしゃるそういう方が来られているのか、大学の教育課程を終了した方とかが来られているのかどうかというのをお聞きしたいのと、それから勤務時間がほぼ教員の方と同じということで、ちょっと私よく聞くのが、ALTの先生がほかの先生、特に英語の担当の先生とコミュニケーションを取るのがなかなか難しい場合があるということで、授業以外でいえば空き時間なりそういったときに何か英語を、条件の中にそういう授業以外は何もしてはいけませんよとかそういうのが入ってるのかどうかという、例えば日本人の英語の先生とかに教えるというか、そういうことはできるのかどうかというのを聞かせてください。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いします。

まず、アジア圏とかの方がいらっしゃるのかということでございますけども、一応いらっしゃいます。

あと、資格については特に市のほうでこういう条件の資格を持っているというのは特に付けておりません。ただし、委託会社のほうでちゃんと教育できるような体制を取っていただいていると思っております。

あと、その授業以外でというところなんですけども、空き時間があれば教材研究をしたりですとかしてらっしゃると思いますので、ただそのコミュニケーションが難しいとかという

ことを聞いたということなので、私、今、初めてお聞きしたので、その辺はまた後日学校のほうに聞いて、また今後検討したいと考えております。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ぜひ確認していただいて、日本人の先生の英語の向上にもなりますし、その辺りは助けていただけるところがあったらいいかなというふうにも思いました。

あと、条件として、別にアジア圏のところが悪いというわけではないんですけども、やはり文化的なバックグラウンドも伝えたいなというところも考えると、ちょっとやっぱりヨーロッパ、アメリカとかの英語圏の方のほうが、そういった本当に異文化というのを伝えられるのかなという感じもしますし、あとちっちゃい子どもの場合、やっぱり発音とかアクセントをすぐに取り入れるところがありますので、やっぱり英語圏、本当にいわゆる英語圏のところからの先生のほうが小さいときはいいのかなというふうに思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 この決算で2,400万円、この英語、これから英語が大事なのは分かってますけど、この成果といいますか、英語に触れていただいて興味を持って行って楽しくというスタンスやと前に聞いたんですけども、でも子どもらもプロ野球選手になる前はキャッチボールからふれあって、そこから自分で興味を持ってどんどんうまくなってプロ野球選手になったり、それに特化していったりするわけなんですけども、長きにわたってこの英語教育の講師派遣をやっていただいているんですけども、何か特化した生徒というか、効果というか、そういうのが何か分かりやすいのがあれば、僕、嬉しいんですけども、なければいいんですけども、何かこんなテスト受かった子いますよ、ここのこんな、例えばそれで留学行く子も増えましたよとか、何かやっておられる意味は解釈してるんですけども、やっぱり何か成果が出てくれたら嬉しいなと思いつつ聞いてたんですけども、分かる範囲で答えられる範囲で、答えられなかったら後でもいいんですけども、ちょっと僕、そういう成果を1回お聞きしたいなと思ってたんですけども、よろしく願います。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。成果という指標で示そうと思うと、ちょっと今、お話しできる指標で言いますと、国のほうが調査している英語教育実施状況調査というのがございます。その調査の中で、本市の中学校3年生の英検3級相当の生徒数がどれぐらいいるかというような数値、国のほうは50パーセントというのを国の目標としてあげてるんですけど、本市の場合はその50パーセントを少し超えるぐらいになっておるのが状況です。また、その英検3級を実際受けてる子の数も今、両中学校では、統計の数字は今持ってないんですけど、私も学校長をさせていただいているときにも年々増えてきているというような印象は持っておりますので、そういった意味では英語に興味を持っておる子どもたちの数というのは増えてるんじゃないかというふうに、私のほうは今、分析しているところです。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そうやって徐々に徐々に成果が出ていってくれたら嬉しいので、僕の子どもが今年1年生で今から9年間英語を習わせていただくので、目標を持たすためにもちよっとお聞きしたかったので、英検1級行けと言うときます、帰って。よろしいですか。3級で、分かりました。以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 この金額ですけれども、これ予算と決算と同一金額になってるんですけれども、これは長期契約か何かで定められているものでしょうか。期間はどれくらいになっているのかということ、これ先に聞きますね。

先ほど来から出ていますそのALTの資質の問題ということですが、アメリカなのかカナディアンなのか、オーストラリアなんか、分かりますか。今さっきアジア系とあったから。それからあと1年通してちゃんとおられるのか、あるいは2年とか、例えば今長期契約だということだったら、例えば3年やったら3年同じ方が来られるのか。これによってもかなり変わってきますので、もう短期でコロコロ替わるととても生徒とのなじみもないし、長期契約でやっておられるのか。そこら辺、もうちょっと詳しくお願いできませんか。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず契約期間なんですけども、令和元年から令和5年3月31日までの長期継続契約になっておりますので、予算額と執行額が一緒ということでございます。

その今、来られている方の国については、申し訳ないですけど把握しておりません。

あと、個々に来られる方については、基本的には単年契約していくんですけども、もしうちが全然問題なければずっと来てもらっている方もいらっしゃるし、中にはちょっと変えてほしいなということがあれば、業者のほうにお願いして変えていったということも実績としてございますので、資質の確保という面では取りあえず学校に聞いてちゃんと授業ができていくかということを確認しております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、134ページの目が学校管理費、一番右のほうにあります通級指導教室事業というところで、成果報告書では68ページです。それで、この中で項目、費目が報償費等あるんですけれども、この成果報告書の中では会計年度任用職員報酬等、これが25万4,836円、令和3年度にはこの費目というのにはなかったんですけども、今回この費目が上がってきております。そしてその成果報告書の下の方の2番目のところに、通級指導教室指導員報償費、これが6万

4,000円、これ令和3年度は3万2,000円となっとなです。これが増えた理由、そしてまたこの項目、費目が増えた理由を、分かれば教えていただけますか。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いします。

まず、1節の報酬の件でございます。こちらにつきましては、令和3年9月から通級指導教室を開設いたしました。令和4年4月からその通級の担当教員のアシスタントをする特別補助員ということで募集させていただいております。ただ、なかなかその適任が見つからなかったということで、予算よりも執行額は減っているということでございます。

その次の報償費の6万4,000円でございます。こちらにつきましては、県のリハビリテーションセンターのほうから言語聴覚士に来ていただいた際に払っている費用でございます。1回当たり1万6,000円支払っております。令和3年度につきましては新型コロナウイルスの状況等もあり、なかなかこちらに来る機会、相手様のほうから新型コロナウイルス感染の防止の観点からちょっと来ることは遠慮していただきたいということで、3万2,000円ということで計上しておりましたが、令和4年度につきましては4名の方に来ていただきまして、教員に研修を行っていただいたということでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 会計年度任用職員、これ補助員で追加になったというところで、そしてまた言語聴覚士、これは令和3年度がコロナで少なかったけども、今回4人入っていただいたということで、これ実際問題、通級指導教室に通っている生徒とか児童、これ他市からも恐らくこっちに来られてると思うんですけど、この人数というのは増えておるんでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いします。

人数のほうですけども、令和3年度は14人いらっしゃいました。そして、令和4年度につきましては、小学校で22人と増えているような状況でございます。参考までに令和5年度につきましては、今現在、34人と増えているといった状況でございます。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 通級指導教室、そんだけやっぱりニーズが高いということで、年々そういう通級指導教室に通う生徒、児童が増えているということで、今後さらなる拡充をよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 通級指導教室をもうちょっと詳しくお聞きしたいんですけど、今、松林委員が他市からというふうなお話がありました。過去、葛城市は他市のほうに通っていたことがあるんですけど、これ市内、市外と分かりますでしょうか。この内訳ですね。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 ちょっと答弁が漏れておりまして申し訳ありません。

他市からの来ている生徒は現在いておりません。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

谷原委員 はい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私から伺います。135ページ、2項小学校費、2目教育振興費、小学校就学援助事業、19節扶助費、要保護・準要保護児童援助費、その下の特別支援教育就学奨励費も入るかな。それとこれと一緒に併せて中学校のところ、中学校が137ページになります。2目の教育振興費の中学校就学援助事業、節は同じく扶助費ですね。これの予算のときの話とこの報告書のところの人数がちょっと合わないんですけども、変わってると思うんです。そもそもこれは生活保護の基準が変わったんで支給を受けられなくなった方に対する救済措置というか、その係数を1.3以下に拡大したことによって、追加、拡充された予算と聞いておりました。この世帯の貧困という言い方がいいのかどうか分かりませんが、やはり収入がちょっと厳しくなって、この辺のところは拡充したほうがいいということだと分かってるんですけども、これちょっと予算のところ聞いてた人数から増えてるような気がするんですけど、その増えた要因というか、理由というのはわかりますか。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

増えた要因ということなんですけども、こちらが当初想定していたよりもやはり申請件数も増えて、その基準に合致する人は多かったということで人数は増えている状況でございます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 やっぱりそうですね。申請が増えたところかなと思うんですけども、それはやっぱり、これはもう推測でしかないかも分かりませんが、世帯当たりの収入が減ってるんか、あるいは別の問題があるんか、そこまで分からないか。分かりませんが、これは。とにかく見込みよりも増えたということですね。分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 先ほどの就学援助事業の中で、手続についてちょっと教えていただきたいんですけども、例えば転入してきた場合とか、年度途中でもう経済状態が変わって急変して、年度途中で申請できるのかと、それから学校ではいつ周知されてるのか、毎年進学、進級時になのか、入学時のみなのかということをお願いします。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず時期について、転入のときにももちろん相談があれば案内させてもらってますし、例えば離婚でそういう届出に來られたときに、そういう話も、一応こういう制度もあるんですよということでお知らせさせていただいてます。一応、年度途中の申請も可能です。この周知の時期につきましては、市のホームページは4月ないし5月頃、広報も同じような時期にさせていただいております。それとは別に学校のほうには1人プリントを持って帰っていただいて、こういう制度があります、活用してくださいということで周知しております。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。今、この決算時、結構増えているんですけど、この結果を踏まえて来年度の予算とかにどういうふうにも今、反映されていかれるのかなというのをちょっと聞かせてください。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。よろしくお願いします。

実際、今、令和5年度の途中なんですけども、令和4年度よりもやっぱり増えている状況が続いております。また、来年ちょっと文部科学省のほうでもその基準の単価の見直しとかも一部ありますので、その辺をまた加味して予算計上を行いたいと考えております。

以上です。

増田委員長 柴田委員、よろしいか。

柴田委員 はい。

増田委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 同じ関連でなんですけれども、これは子どもの貧困問題を解消するということで、文部科学省が子どもの貧困問題解消のためのポータルサイトまで立ち上げて、7人に1人と言われておりますから、家庭的事情で就学が困難になることを避けるために、どんな家庭に生まれても子どもたちがこの日本社会で優位に育っていくということが、大きな政治の目標だと思います。それでちょっとお聞きしますけれども、これは小学校、中学校合わせてですけど、就学援助率、これは文部科学省が全国全ての市町村の就学援助率をホームページに出しておりますけれども、現在、葛城市はどういう状況になってるのかお伺いいたします。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いします。

令和4年度の就学援助率につきましては、小学校で11.62パーセント、中学校で14.90パーセントとなっております。参考までに令和5年度、8月末現在なんですけども、現在、小学校で12.18パーセント、中学校15.69パーセントと増えている状況でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 就学援助率、葛城市は非常によくやっただいているなというイメージであります。

よく7人に1人が貧困家庭にあるということで、それで大体14パーセント、15パーセントで

すから、ほぼ補足というか、援助できてるのかなと思います。引き続きよろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 お願いします。この決算書のところで、僕、費目がどこにあるかというのを教えてほしいんですけど、僕が6月に一般質問させていただいたときに奨励制度がありました、奨励金。あれというのは、ほんまに分かんくて、どこになってんのかというのが。例えば、137ページの8款教育費、3項中学校費、2目の教育振興費の18節にある生徒派遣助成金というところになんのか、ちょっとそれかその上の7節報償費というのもあるんですけど、ちょっと分らないんですけど、その辺を教えてほしいのと、それと決算書141ページの8款5項の1目社会教育総務費で、学校・地域パートナーシップ事業の297万7,058円なんですけど、これの実績とその効果を教えていただきたいと思います。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いします。

私のほうからは、先ほどの奨励金ということで説明させていただきます。西川副委員長がおっしゃるとおり、この137ページの中学校教育振興事業の18節負担金補助及び交付金の生徒派遣助成金375万5,889円、これが教育委員会で渡している交通費ですとか宿泊費となっております。あと、この激励会で市長からお渡しいただく奨励金につきましては人事課配当ということになっております。

以上です。

増田委員長 葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、葛本です。よろしくお願いします。

学校・地域パートナーシップ事業についての実績ということでございますが、活動の日数と述べの人数ははっきり数字出てますので、令和4年度は活動日数が173日、活動人数が延べ604人です。活動の内容といたしましては、各市内小・中学校に各1名ずつ学校支援地域コーディネーターを配置して、学校支援ボランティアの派遣等調整を行いながら、花壇整備、池の清掃等、環境整備支援活動、調理実習、家庭科裁縫支援等の学習支援活動、剣道、生け花等の部活動支援活動、社会見学引率、登校時見守り等の生活安全対策支援活動など、学校からの協力依頼に対しましてボランティアとともに活動していただいております。

以上です。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。やっぱりこの18節の生徒派遣助成金というところで間違いのないところですね。これ、小学生の分、中学生からでしたっけ、これは。だけでしたっけ。この375万5,889円と、本当に結構な予算をきっちりつけていただいて、実績数というか、言っていただきましたっけ、これ。ちょっとそれ教えてほしいですよ。どんだけ行かあった、大会に出場してはったかというのをね。

それと、学校・地域パートナーシップ事業に関しましては、この部活動というところのボランティアというんですか、その辺も、それは入ってないですね。なるほど。分かりました。花壇の手入れとか、いうたらそういうところの環境のところを整えていただいているというところで理解させてもらったらいいんですかね。分かりました。これは、効果としてはもう抜群、ばっちりやったというところで理解させてもらったらいいんですかね。分かりました。ほんなら、その実績だけお願いします。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いします。

まず、県大会とかその部活動の大会参加金とかというのは詳しくは把握してないので、そこは中学校別でご説明させていただきます。新庄中学校で152万2,633円、こちらが県大会の出場の旅費ですとか大会の参加費、また登録費となっております。白鳳中学校が、128万576円となっております。あと、全国大会と近畿大会分として95万2,680円となっております。全国大会は昨年度は白鳳中学校の陸上部、ジュニアオリンピックで新庄中学校の陸上部1名、白鳳中学校の陸上部1名、あと卓球部で新庄中学校1名、そのほかに近畿大会といたしまして、陸上部が新庄中学校、白鳳中学校それぞれ出ております。水泳部も、新庄中学校、白鳳中学校それぞれ出て、この95万2,680円となっております。

以上です。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。実績のほう分かりました。本当にこれ他市では見ないぐらいの手厚い助成になってると思います。この辺は本当に続けていただきたいし、スポーツ、部活動、大会に出る子らにとっては本当に助かる助成金やと思います。引き続き、この実績を基に、もっと子どもらが大会で羽ばたけるように、ちょっと助成をしていっていただきたいと思います。

あと、これも市長のところの激励金のほうについては、これに見合うような形で何かしら歩調を合わせていただいたらなと思いますので、その辺よろしくお願いします。これはもう意見になりますので、5,000円というところじゃなくて、しっかりとこれに合うような形でしっかりつけていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

増田委員長 これの補助によって近畿大会に、それから全国大会に出られる方の個人の負担はほぼなくても出場できるというふうに理解でよろしいですか。分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 134ページの2目教育振興費の中の12節の委託料、標準学力調査業務委託料とあるんですけども、こっだけやっていただいて、こういう分かりやすい成績、成績というか、どれぐらいの学力があるのかという結果がちょっと気になるところなんですけども、これいろんなホームページとかを見たんですけど、これ何年生に向けてやられたのか、それで中学校には上がってきてないんですけど、小学校だけやられてるんですかね。他市とかの調査表を見たら、大体小学校2年から中学校3年までやられてるところが多くて、中学校は5科目、小学校は

3科目が大体多かったような気がするんですけども、その辺の内容と説明と、あとは結果と
いうか、その調査されてるので、結果のほうを教えてくださいたいです。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。よろしくお願いします。

このまず標準学力調査委託料、小学校の分につきましては、国語、算数、社会、理科、4
教科で、小学校4年生、5年生を対象に行っております。あと、中学校については、以前は
してはしていましたが、現在はしていません。

その成果というところなんですけども、この結果を基に、例えば学校で弱い部分、強い部
分とか出てきますので、それをどういうふうに改善していくか、そこの例えば弱いところを
分析していただいて、それを強化していくといった形で取り組んでいるところでございます。
以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 それは、その4年生、5年生に限った理由というか、中学生はやられてたのにやらなくな
った理由というのはあるんですかね。弱い科目がなくなったということでもよろしいですかね。
というのも、それはもう調査されてるから、その最後にまとめみたいなんというのは僕らは
見られない、弱いところをやっていただくのはいいんですけども、他市とかでも調査表は最
後出ますけどね。グラフにしてここが強い、ここが弱いみたいな、そんなのは作られない
んですかね。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 まず小学校の標準学力調査のほうからお話しさせていただきますと、これは導入した背
景の中には、当然、小学校は教科担任制ではないので、1人の教員が複数の教科を教えると。
そういった中で、学校として授業改善に向けてどのように取り組んでいったらいいのかとい
うような指標となるような数値といいますか、学力の状況を把握したいというのが、これ最
初だというふうに認識しております。今も4年生、5年生でやってるとするのは、6年生は
全国学力・学習状況調査でそれを見ることもできますので、それに向けての4年生、5年生
でのいわゆる授業改善に向けた取組ということで、今、行っているというふうに私は認識し
ています。

指標としてホームページ等で公開しないのかというところなんですけど、これ学校の中で
は学校運営協議会でも議案として出させていただいておと思ってますし、当然、教員の中で
は共有してありますが、広く市外等には公表していないというのが現状です。

中学校のほうの標準学力調査をやめた理由については、まずはその小学校と違って教科担
任制であるということと、その中学校ではいわゆる学力テストという5教科のテストが中学
校2年生から実際、今までも実施しておりますので、特にこういった標準学力調査で授業改
善、いわゆるこの教科指導の観点からの授業改善を図る指標は必要ないというような学校の
判断等があり、市としてはこの事業を廃止したというところでございます。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。そんなもうちょっとテストみたいなイメージやけど、そうじゃないということですね。これをベースに6年生からかけて、その弱いところを現場でこうやっていくための業務ということで、ちょっと僕が思ってたのとは、ほかの市のやつと名前が一緒やけど違うやつなんですかね。何かほかのところやったら、ちゃんとスコアみたいなんが出て、何かちょっとイメージが違うような気がしたので、僕もう一回調べてみます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 2つお伺いします。まずは130ページ、1項教育総務費、2目事務局費の学校情報化推進事業の12節委託料、ICT支援業務委託料です。これ今、ICT支援員が何人いらっしゃるってどういう配置になってるか。あと、これどこに委託してるかを教えてください。それと業務内容の確認をお願いします。

それから、134ページ、2項小学校費、2目教育振興費の小学校教育推進事業の中の12節委託料、プログラミング授業委託料なんですけども、これ予算のときに伺ってたのが、昨年度までは小学校5年生がドローンのプログラミング、6年生がロボットというところで、これが業者委託やめて先生が教えるというふうに変わったと聞いているんですけども、こんだけのお金が必要な理由は何なんですかね。必要だった理由はね。その2つお願いします。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしく申し上げます。

まず、ICT支援業務委託料の令和4年度の人数なんですけども、1日3名体制で各学校を回っておりました。委託先はNTT西日本となっております。この内容なんですけども、まず授業支援であったりとか、あとは校務支援のパソコンの例えばワード、エクセルの使い方、いわゆるグループウェアの使い方であったりとか、様々なICTに関する全てのことを支援していただいているという状況でございます。

次、2点目のプログラミング授業の分についてでございます。こちらにつきましては、令和4年度は5年生につきましてはもう学校教育課で保管しているドローンを活用して学校でプログラミング授業をできるということで、令和4年度からは削減させていただいております。そして、6年生につきましてはロボットを使ったプログラミング授業ということで、業者委託にて実施しております。

なぜこれだけかかるのかということでございますけども、例えば教材、ロボットで作るものを2人に1つとか必要になってきますので、その経費ですとか、あとはその授業のときに業者のほうで2名ないし3名入っていただいております、それを6年生の各クラスごとに3回ずつ行っているということで、この実績額として294万5,030円ということになっております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、ICT支援業務委託料に関しまして、今、3名で回してらっしゃるということで、これは今お話ししている限りは、学校のICT授業の支援だけじゃなくて、校務支援が含ま

れているから、先生に対する支援も含んだ金額ということなんですね。了解いたしました。その割合はどれくらいなんですか。学校の子どもたちに対応するのと先生に対応している時間の比率というのが分かたら重ねて教えてください。

それから、プログラミング授業、これ私勘違いしてたのかな。ブロックだけは委託が残ってるということなんですね。こんだけの期間がある。分かりました。

ちなみに、そのブロックの教材だけは、これ要するに購入されてるということで、これはもう学校備品になってる、違うんですか。それもひっくるめた上での、持ってきてもらって教えてもらうやつもひっくるめた単価という、分かりました。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。

先ほどの奥本委員のご質問なんですけども、その割合ですよ。ほとんどがもう教員に対する支援なのかなと、結果の報告を見ている限りではやっぱり校務支援の使い方ですとか、授業支援ですとかに入っていたいてますので、授業支援といっても、実際には先生に、こういうふうにするんですよというのをアドバイスしていただいているということなので、ほぼほぼ教員のほうが多いのかなということで認識しております。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 そしたら、教員の支援ということは、先生に教え方もアドバイスしてるということなんですね。先生の先生という意味ですね。分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ページ数で行きます。129ページ、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、備考の事業説明で行きますと、学校教育事務事業、1節報酬とあって、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬、それからいじめ問題対策委員会委員報酬とあります。成果報告書のほうにはその委員の人数を書いているんですが、令和4年度中にこの連絡協議会、あるいはこの対策委員会が開催されたのかどうかについてお伺いいたします。

それから、2つ目ですけど、132ページになります。8款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の中の、事業で言いますと小学校運営事業ですけれども、ここに給料ということでフルタイム会計年度任用職員の給料が書いてありますけれども、これは育児休暇、産時休暇の代替、あるいは市が独自に講師として配置してるものもあろうかと思しますので、できたらその内訳をお伺いできたらと思います。併せて、報酬、こちらはパートタイム会計年度任用職員ですけれども、このパートタイムの方々の総時間、多分時間で配当されてるのかなと思うんですけど、それは分かるでしょうか。あるいは、よくあるのは授業のコマ数なんかで配当するということもあったりすると思うんですけども、これがどうなってるのかお伺いします。

3問目で、併せて中学校の側がどうかということで、これは135ページに同じく中学校運営事業についてもパートタイム、フルタイムとありますので、これがどうなのかということ

についてお伺いします。学校の先生は県費というか、県のほうからの給与負担とかあるわけですが、葛城市が独自にある意味では手厚くやっておられるところもあろうかと思えますので、その中身についてお伺いします。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願ひします。

まず最初に、事務局費の学校教育事務事業のいじめ問題対策連絡協議会委員報酬といじめ問題対策委員会委員報酬について説明させていただきます。葛城市いじめ問題対策連絡協議会等条例の施行に基づきまして、この葛城市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、令和4年11月16日に開催いたしました。委員につきましては、10名のうち8名が出席され、会議では葛城市いじめ問題対策連絡協議会等の条例、あと葛城市いじめ防止基本方針について、あと本市のいじめの現状についてなどを協議しました。もう一つの組織でありますこの葛城市いじめ問題対策委員会につきましては、令和4年11月18日に開催いたしました。委員につきましては、5名のうち4名が出席され、会議におきましては葛城市いじめ防止基本方針について、本市のいじめの現状について、あと各学校及び本市のいじめ防止等の取組についてなどを協議しているところでございます。

次に、2点目の会計年度任用職員のことですが、まずフルタイムの会計年度任用職員につきましては、谷原委員おっしゃるとおりの育休代替とかではなく、市が独自に付けてるものがございます。あと、その内訳はその職ごとでいいですかね。分かりました。まず、パートタイムの方の職種につきましては、まず特別支援補助員ということで5校で21名、図書館の補助員ということで5名、安全下校指導員ということで5校で28名、あと非常勤講師ということで1名、あと看護師1名を配備しております。総勤務時間なんですけども、フルタイムで年間9,415時間、パートタイムで3万3,229時間となっております。続いて中学校なんですけども、あと学校用務員も抜けてました。申し訳ないです。あと中学校なんですけども、中学校につきましては、同じくフルタイムの会計年度任用職員が6名、非常勤講師として1名、あと日本語の指導の非常勤講師として1名、あと図書館の補助員として2名、あと学校用務員として2名勤務いただいております。勤務時間につきましては、フルタイムで1万1,300時間、パートタイムで5,731時間となっております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 134ページの8款2項2目17節と、137ページの8款3項2目17節で、同じような質問なんですけど、備品購入費の児童用図書購入費と、それから生徒用図書購入費なんですけど、国からの交付金で子どもたちに図書をもっと読んでもらおうということで、結構交付金が出てたんですけど、何か記事で読みまして、あまり使われてないという現実がある中で、本市はどうかと思ってちょっと決算を見させていただいて、小学校の平均の購入費が全国では47万円らしいんですけど、本市では70万円ぐらい使ってらっしゃるといことと、中学校では59万円が本市では50万円強で、平均または平均よりもかなり頑張っただいて、いろんな図

書を買っていただいているんだなというふうに思っているんですけども、その蔵書の数なんですけど、もし分かれば、各学校、小学校5校あって中学校2校なので、もし分かれば教えていただきたいのと、それから貸出状況なんですけど、それが数というのはちょっと分りにくいと思うんですけど、傾向として年々貸出状況が増えているのか、ちょっと減っているのかという、そういう状況を教えていただけたらと思います。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いします。

まず、学校の蔵書数ということでご回答を申し上げます。学校別にお答えさせていただきます。新庄小学校で2万1,931冊、忍海小学校で1万4,033冊、新庄北小学校で1万1,986冊、磐城小学校で1万9,317冊、當麻小学校で1万1,069冊、新庄中学校で1万7,982冊、白鳳中学校で1万6,682冊となっております。

あと、貸出冊数も一応数ありますので、ご回答させていただきます。令和4年度の貸出冊数は、新庄小学校で延べで3万9,034冊、忍海小学校で1万8,396冊、新庄北小学校で9,982冊、磐城小学校で4万9,733冊、當麻小学校で1万4,993冊、新庄中学校で3,042冊、白鳳中学校で3,364冊となっており、傾向といたしましては、コロナ禍で一旦は活動は落ちたんですけども、またその令和4年度からはちょっと増えていっているような状況でございます。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。蔵書の数、やはり生徒数にも合わせてらっしゃるのかなと思うんですけど、かなり平均よりも、小学校だったら平均大体1万冊で、中学校だと1万1,300冊と全国的な平均が出てくるんですけど、それよりもかなり蔵書の数が多いということで素晴らしいなと思うんですけど、あと小学校では結構借りてらっしゃるかなと思うんですけど、中学校になると勉強も忙しいのか何かあれですけど、ちょっと少ないなというふうに思ったんですけども、学校では本を更に借りて読むというような何か取組というか工夫とかはされているのでしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川でございます。よろしくお願いします。

中学校が少ないということもございますけども、小学校につきましては、朝の1時間目に読書活動という時間を設けたりしておりますので、やはりその点で増えているのかなというところでございます。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。毎年同じような金額で本を買っていただいているようですので、これからも子どもたちにとって興味深い本を購入していただきたいと思っておりますし、昨日教育長がおっしゃったように、電子図書よりも紙でということで、その方向でよろしくお願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、140ページの4項幼稚園費の2目教育振興費で幼稚園教育振興事業というところで、12節の委託料、芸術鑑賞業務委託料という、ここの内訳です。幼稚園でいろいろな芸術鑑賞へ行くときに、これも業務委託されてるといふところがちょっと私もよう分からなくて、そこをどういうことか教えていただけますか。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いします。

幼稚園の芸術鑑賞業務委託料についてですが、まず幼稚園の場合はマルベリーホールに集まって、そこで芸術鑑賞していただくということで、22万4,000円、これは1社で契約させていただいております。あと、その幼稚園の園児がマルベリーホールに行くまでの交通費として、その下の13節使用料で書いておりますバス借上料、これを借り上げまして、各園からマルベリーホールまで来ていただいているといった状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 これ、マルベリーホールに行くということで芸術鑑賞、そこに1社と契約すると。その芸術鑑賞するそのいろんな内容的なものというのんは、全てその会社いうんか、委託先にお任せということなんでしょうか。その内容的なもの。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。よろしくお願いします。

この業者につきましては、園のほうで、例えば今年は音楽であるとか、今年はまた人形劇であるとかという形で、いろんな業者と多分つながりがあるところとお話して、幼稚園のほうで業者を決めていただきまして、こちらで契約させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 幼稚園のほうでいろんな要望を出してると。だから幼稚園で、今年はどういう芸術鑑賞させたいとか、今年はどういうようにしたいということをしてきて要望を出してるといふことですね。了解しました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点確認させてください。142ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費、社会教育団体運営事業のところなんですけども、これコロナの間、活動できなくて補助金減ってる団体があるんですけども、今後、今年からまた活動が元に戻ると聞いてるところもありまして、これはまた来年度の予算で元に戻ると考えてもいいのかどうか。

それと、その中でちょっと具体的などころで、私分からない、知らないだけだと思うんですけども、地婦連補助金とあるんですけども、ほかの団体は活動されてるのは見たことあるんですけども、地婦連というのはどこでどういう活動されてる団体なんか、これ教えて

ください。

この2点お願いします。

増田委員長 葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、葛本です。よろしくお願ひいたします。

令和4年度の活動内容によって令和5年度の補助金の額が戻るかということなのですが、計算するときには補助金の申請のときに、前年度の決算書、それから事業報告書、それから新年度の予算書、事業計画書を添付いただいております。そこから事業の実施状況や収支状況を確認し、繰越額を算定しています。その繰越額がこちらのほうで予算で見ていた額よりも大きい場合は補助金額は下がるという形になりますので、令和4年度実施された支出の額が繰越額のほうよりも支出されて、それでもなおかつ繰越額が大きければ、もともとの補助金額に戻るというものでもありません。

それから、地婦連の活動なのですが、例えば今はっきり分かりやすいのは、防災頭巾を幼稚園とかに作って配達していただいている、これも広報なんかにも載せていただいている活動ですね。あとそれ以外にいろんなところに、こういうボランティア活動で福祉系の活動をしていただいているような団体になります。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 地婦連の活動、分かりました。補助金の額のところですけども、繰越しを算定して次年度決められるということだけど、コロナで活動できなくて予算が縮小されてる状況で、事業を元に戻したらやっぱり足らなくなるんですね、そもそもが。そしたら、そのこのところの運営をどうするか、そのための予算づけかなと思うんですけども、実際もう一旦減ってしまったら、そしたらもうそれ以上の拡大というか、元に戻すことができないということになりますか、今の話からいったら。繰越しが、だからもうそもそもそれを大きく出ないように抑えているわけですから、活動自体はそのコロナ以前のところのやつに戻してしまうと、そもそも必要やった額が足らなくなってしまうと思うんですけども、その辺いかがですか。それ、私の解釈がおかしいのかな。ちょっと教えてください。

増田委員長 もう一度ご説明願えますか。算出方法、前年度決算を基にということから。

葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、葛本です。

もう一度算出の計算を言いますね。支出状況を確認して、繰越額、予算額、当初例えば令和4年度であれば令和4年度の各団体の予算額というのをっております。その予算額から繰越額、それは繰越額からそれぞれの団体の自費費用、例えば会費ですとか何か販売されたりですとか、そういう収入額は引いたものの繰越額を引きます。その残った金額が予算額よりも大きければ補助金額というのは小さくなるというのが計算の方法です。

一旦下がったものがもう一回戻ることはないのかというお話なのですが、その辺については、一応私どもとしましても市のルールにのっとってというのが前提でありますので、その

辺、元に戻るか戻らないかというのは、その辺はちょっと相談させてもらいたいかなと思います。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっとよく分からないのが収益、これ社会教育団体で収益活動してないような団体ばかりだと思うんですけども、何でなんですかね、その辺り。ちょっとよく分からないんです。そもそもそのやってはった活動、ほとんどボランティアをやってはると思うんですけども、そこがコロナで活動できなくなって、そのできない分が余った、その分をカットしたと分かるんですけど、そしたらそれを元に戻そうとしたときに、本来その活動に必要なだった予算づけやったはずなんですけど、それが何でそうなるのかなと。ちょっとこれ意味がよく分からないんですけど、そういうルールなんですかね、そしたら。そのルールって。

増田委員長 新年度に予算づけするときには、当初に、以前に支出してきた基本予算、補助金を基にですよね。基にたくさん残ってる分についてはその分を差し引いて1年間の運営費が十分賄えるだけの予算を支出していると。例えば、文化協会が文化祭をしなかったといたら、その運営に係る費用が要らなくなるので、当然、次年度に繰り越されてるでしょうと。その分を差し引いて、当初の必要な予算に届くだけの補助はしますと、こういうことですね。

奥本委員。

奥本委員 そこまでは分かるんですよ。その翌年のときに足らなくなりませんかと私は問うてるんですけども、だからそこで足らなくなったら元に戻してあげんと駄目なんじゃないかなと思うんですけども。

増田委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの補助金の話でございますけれども、要はコロナで何もしなかったら何もしなかったで、当然、算出方法から言うと下がるといえるか、負担は低くなってくるんですけども、事業を再開されます。コロナ前に戻されます。ということは、当然、事業費も上がっていくわけですから、当然、補助金も上がってくる。だから、簡単に言うと元に戻るといえるか、そういうふうに理解してもらったら結構かと思えます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、よろしくお願いいたします。ページ数で行きますと、143ページになります。8款教育費、5項社会教育費の4目公民館費であります。ここに公民館分館運営事業（生涯学習課）ということがありまして、そこに委託料として指定管理委託料1,000万円余りと、その下に18節負担金補助及び交付金として地域活動事業補助金というのがあります。この2つについてお伺いしたいんですが、成果報告書の74ページですが、ここに同じように公民館費ということで、公民館分館運営事業ということで（1）地域分館指定管理事務ということに書いてあるのと、それからもう一つ、地域活動事業補助金ということが書いてあります。

（1）のほうでお伺いしたいのは、この指定管理事務を指定管理者として指定している施設

数が幾つあるのかということですね。その中で最も高額の指定管理料をお支払いしている施設がどこなのか、1つそれをお聞きします。

それから2つ目は、この地域活動事業補助金とあって、それを見ますと、条例上公民館として取り扱えない公民館施設に対して、指定管理委託料と同様に地域で管理運営をし、地域住民が生涯学習活動を実施するための補助金を交付したと。だから、公共施設ではないけれども、公民館として従来地域として運営されてきたので、ここに補助を出しますよというふうに捉えたんですけども、この条例上、公民館として取り扱えない公民館施設、これ幾つあるのか。これについては決算書に財産に関する調べというのがありますけども、そこに全て行政財産についてのあれが載ってますけども、これは条例上、公民館で取り扱えないというのは、もうこれは公共施設でないと、要は地域の所有の施設というふうに考えていいのか。そうであれば幾つあるのかということですね。それぞれ数をお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、幼稚園関係の費用なんですけれども、139ページになります。8款4項幼稚園費の1目幼稚園管理費のところ、備考のところにあります事業名で言いますと、幼稚園管理事業、13節使用料及び賃借料、ここに土地借上料ということで596万2,482円となっておりますけども、私は小学校附属幼稚園ということなので、本来この公共施設というのは市の所有している土地の上に建ってるものかなとずっと思っておりましたので、ちょっとふとこういう費目があるということで、これどこなのか、なぜこういう借上げをやっておられるのかちょっとよく分からない。駐車場のことなのか、この土地借上料がどういうものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上、3点お願いします。

増田委員長 葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、葛本でございます。よろしくお願ひいたします。

まず指定管理をしております地域の公民館の数ですが、全部で57館ございます。それから、公民館ではないけれども、公民館と同等の活動をしていただいている施設につきましては、11館でございます。

あと委託料の一番高いところはどこかというところなんですけども、申し訳ございません。委託料の資料を今、持ち合わせておりませんので、後でまたご報告いたします。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。失礼いたします。

幼稚園費のほうの土地借上料についてですが、こちらにつきましては、新庄小学校附属幼稚園の敷地の一部と、それからその職員の駐車場の敷地に係る土地の借上料になっております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、地域分館とか、いわゆる公民館として条例上扱えないけれども公民館施設に対してという数、よく分かりました。これは地域分館の場合、例えば大きな修繕とか、これはやっぱり行政財産として市のほうが出すということになるんでしょうか。ここの仕分がどうなっ

てるのかよく聞かれますので、地域で寄付を出して地域で建てたということもあろうかと思うんですけど、実態としては市の所有となっているということなので、この場合、耐震も含めた改修とかなった場合、それはどこがどうなるのか。2のほうの、要は条例上扱われてないところは恐らく地域のものということで出ないのか、もうここは補助だけになるのか。この考え方をお聞かせ願えたらと思います。

それから、幼稚園の土地借上料ですけれども、2か所あるようにお伺いしたんですけれども、幼稚園の敷地のほうはどれぐらいの土地借上料をお払いしてるのか、平米数も含めてお願いいたします。

増田委員長 葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、葛本です。お願いいたします。

まず公民館なんですけど、旧新庄町、旧當麻町時代からずっと使い続けていらっしゃる建物になりますので、もともと地元負担で全部建てられたところもあれば、いろんな補助金を受けて建てられたところもあって、それはもう様々なんです。今現状、指定管理をさせていただいている公民館にしても、それから公民館と同等の活動をしていただいている建物にしましても同様に、公民館分館等施設設備整備事業補助金という形で、こちらのほうから事業につきまして補助金を出させていただいています。その内訳といたしましては、修繕をされる場合には2分の1、それから倉庫、物置を建てられる場合には年間100万円、備品購入につきましては1分館につき上限を15万円として補助させていただいております。

以上です。

増田委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

土地の借上料の内容についてですけれども、まず新庄小学校附属幼稚園の敷地に関しましては、まずお借りしてる面積といたしましては、1,498.52平方メートルでございます。これに係る借上料についてですけれども、令和4年度の決算で522万7,482円となっております。

それともう1点ですが、新庄小学校附属幼稚園の職員用の駐車場でございます。こちらにつきましては、面積が400平方メートルで、借上料が73万5,000円となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 分館のほう、あるいはもう一つ地域の公民館のほうについては、分かりました。それぞれ過去の歴史、経緯があるので、そういう形で補助してるということです。分かりました。

それから、新庄小学校附属幼稚園ですけれども、これはちょっと言い放しになるんですけども、これ毎年500万円ぐらい払っていくとすれば、20年で1億円ですよ。こういう公共施設を借り上げて、これだけの広さをずっと管理運営していくというのは、ちょっと私は問題かなという気がいたしております。どういう経過が分からないので一般論でしか言えないんですけども、ちょっとこういうことがあったということで、いろいろ私も調べてまいりたいと思いますけれども、できたら本来なら解消して買い上げるというのが筋だと思うんですけども、意見ですので以上にしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 そしたら、先のほうへ行きます。147ページ、5項社会教育費の6目文化会館費の中の新庄文化会館管理事業の12節委託料の中に、変圧器PCB分析調査委託料とあるんですよ。PCB、ポリ塩化ビフェニルと言うんですけども、変圧器とかトランスとかいろんなやつに使われてましたけど、20年前まではPCBの処理ができなかったんです。その後、処理できる方法が確立されて、低濃度PCBと高濃度PCBで、低濃度のやつは処理できるようになりました。それまで処理できなかったのが、例えば中小企業が事業を廃止するといっても、その次の世代がもう全く事業関係なくても、そのPCBの保管義務がずっと課せられとったんですね。低濃度PCBについてはそういう形で処理確立されたんですけど、高濃度PCBについては非常に処理が難しいということで、これ処理期限が決められたんです。去年でそのいろんな種類の高濃度PCBの処理期限がもう終わってるはずなんです。今回その調査がここで行われてるんですよ。その調査結果聞きたいんですけども、これが低濃度PCBやったんか高濃度PCBか。高濃度PCBだったらもう処理期限が終わってるので、今後それをどういうふう処分に処分されるのか。あと、ほかの施設でもそのPCBの管理というのを把握されてるのかどうか、管理状況をお聞きしたいと思います。

もう一つ、152ページ、6項保健体育費、1目保健体育費総務費のスポーツ振興負担金事業、関西ワールドマスタースゲームズ組織委員会負担金20万円、関西ワールドマスタースゲームズについてずばりお聞きしますが、やるんですか。やるんだったらいつやるんですか。お願いします。

増田委員長 庄田館長。

庄田生涯学習課主幹兼文化会館長 文化会館、庄田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

変圧器PCB分析調査委託料でございます。これは新庄文化会館の変圧器が取替え時期に差しかかっておりました。変圧器には低濃度PCBが含有されている可能性があり、含有されていた場合は廃棄物処理法及びPCB特別措置法に基づき適切に届出や処理をする必要があるため、事前に低濃度PCB含有量調査を実施したものであります。調査結果としては、PCBの含有はなしでございます。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員の質問の関西ワールドマスタースゲームズ2021関西の開催についてでございますが、当初は2021年であったものが、コロナ禍で延期を2度ほど繰り返しております。最終的に昨年度に組織委員会とIMGAの国際大会協会と協議された結果で、既に発表されております結果で2027年の5月開催ということで、延期開催で決定しているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 参加をするかしないか。

竹本体育振興課長 もちろん、葛城市として綱引き競技で参加を決めている分も、同じく継続で参加をということで考えております。

以上です。

増田委員長 全体のPCBに関する調査というのは、ここではそれ以外の施設はあるんですかね。そこしかやってないのか。入替えの時期やからやったということですか。それ以外は入替えの時期じゃないので、高濃度であんのか低濃度であんのかは把握しておらないということですね。

竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本です。

うちの所管の施設でコミュニティセンターと當麻スポーツセンターも高圧受電盤のほうであるんですけど、それについては型番等、形式で調べている限りは低濃度PCBの可能性があるとということで、取替えのときに対応ということで考えているところでございます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 PCBのこの調査委託料については、検査の結果、低濃度の含有量調査がなしだったということで、安全だったということですね。了解いたしました。低濃度であっても、これはもう企業に限らず民間にあってもPCBの管理というのは求められておって法律で決まっているんです。だから、それを把握しとかなと駄目なので、いずれ交換時期までいいやというわけではなくて、ここはほかの市内のいろんなところで使われてるところがどうかというのは調査やってもらってるのかな、もしまだであれば1回その辺お願いしておきます。これはもう教育委員会に限らずですけどね。

増田委員長 管財課やね。

奥本委員 それと、ワールドマスターズゲームズは2027年5月に開催する、葛城市も参加予定ということですね。もう言わずもがなですけども、世界中から来られるわけなんです。宿泊を伴いますので、それどうするんですかということですけど、これ以上言いませんけども、考えといてください。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、144ページの4目公民館費、一番ここの下段の中央公民館事業費のところでは特殊建築物定期報告調査委託料という、これちょっと調べたところによりますと、建築物の構造とか安定性を定期的に調査して報告するというこういうことだろうと。これ、よその施設ではこういうのはあまり見受けられへんのですけど、ここだけなんでしょう。これ何年、毎年報告するようになってるんでしょうか。

増田委員長 葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、中央公民館、葛本でございます。お願いいたします。

こちらは、中央公民館であれば毎年実施しております。中央公民館以外にも、例えば文化

会館でも同じようなものをしておりますし、図書館でもあったかと思えますし、集客する施設については、その規模に応じてその内容が決まったものをしていないといけないというふうになっているものだと認識しております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 ちょっと私の勉強不足で、中央公民館だけ特殊な建物、耐震の工事も終わって特殊なところかなと思って、そういうことをお聞きしたんですけども、毎年報告ということで、図書館においても文化会館、人の集まる場所はそういう報告義務があるんだということですね。了解しました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 ちょっと1点簡単に、決算書ではちょっと見つからなかったもので、成果報告書の78ページと79ページの図書館費のところの雑誌43万1,139円が新庄図書館と、37万2,121円の當麻図書館の雑誌の購入費の件なんですけど、私ちょっと當麻は分からないんですけど、新庄はたまに図書館に行くんですが、しばらく空いて行ったときに、雑誌のコーナーがやけに寂しくなっていたんですよ。前はすごく面白い雑誌がいろいろあって、行くのが楽しみで、借りたりもできるのでよく借りてたんですけど、ちょっとバラエティが少なくなって空いてる。ボックスに入ってるんですけど何か結構空いてて、ただちょっと決算の金額を見るとそんなに前とは変わってないので、そのあたりはどういうふうに雑誌がなってるのかなという、ちょっと現状というか、それを教えていただきたいです。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

図書館の雑誌につきましては、新庄、當麻の図書館で現在、購入、寄贈の雑誌を合わせまして108種類の雑誌を受入れしているところでございます。コロナの頃から、雑誌の中で刊行の中止や電子図書へ切り替わる雑誌がありまして、購読のできない雑誌が少しできております。それに代わる代替の雑誌の購入も検討しているところではございますが、雑誌の値段が上がり出してございまして、全ての雑誌で大体40円から50円程度の値上がりをしておりますので、なかなか新しい雑誌をそろえるということが難しい状況でございます。また予算を確保いたしまして、雑誌の購入に努めたいと思います。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ぜひお願いしたいところなんですけど、逆に言ったら、私もよく購入するんですけど、電子図書でもいいのかなと。雑誌のほうは逆に電子図書で気軽に読めたりもするので、そっこのほうの購入も検討していただきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと當麻と新庄のスポーツセンターのプールのことについてお聞きしたいと思います。154ページになると思います。2目の体育施設費の中の次のページ154ページに行っていた

いたら、14節の工事請負費、當麻スポーツセンターのプールの改修していただいて、更衣室もやっていただいて、僕、多分、議員にならせていただいたときから、ときだけかな、言ったんかな、更衣室ちょっと何とかしてくださいと。これ、僕、今、初めて目にしてちょっと驚いてるんですが、これ全部やり替えたんですかね。今年、僕、當麻スポーツセンターのプールの近くによく行ったら、子どもら自転車で水着のまま走り回ってて大好評じゃないと思ってたんです。僕も、子どもを連れて當麻スポーツセンターのプールへ行ったら、もう思いっきり第2水曜日やったんです。何も考えんと行ったからね。何も考えんと新庄スポーツセンターへ行ったら、第2水曜日なんです。何で休みどんかぶりさせてんのかなという。子どもら、例えば第2であろうが何であろうが火曜日休みじゃないですか。火曜日だけ休みのお父さん、お母さんもおられるんかなと思いつつながら、僕何も考えんと行ったから僕が悪いんですけども、ちょっと休みかぶらせてるのは何か意味があるのかなと。ほかの施設もそうなんですけども、図書館もそうじゃなかったかなと思うんです。當麻と新庄も同じ。これずらしたほうがええのになと。同じにしてるのは何か大きな理由があるのかなというのをお聞きしたいとの、この改修されて、どんな改修されて、多分大好評やったと思います。僕、更衣室に関してはきれいにしてくださいという声を結構聞いたので、その辺分かる範囲でお願いできますか。

増田委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。

今、杉本委員お述べの當麻スポーツセンタープールの改修工事についてでございますが、させていただいたのは、スライダーの階段部分の防滑シートの張替えであったり、あと更衣室につきましては換気扇の老朽化による取替えと、昨年度、コロナ禍でもありましたので、換気扇の1基の増設等をさせていただいております。あと、一部、管理棟等の屋根も改修を行っているところでございます。天井等をやり替えているところでございます。

開館日等、そこは従前なりで、我々の勤務形態に合わせてる形で毎週火曜日と第2、第4水曜日で休館と両施設でさせていただいているところです。その今おっしゃっていただいた分については、その辺はまた教育部内でもちょっと研究させていただいた中で考えたいというところでご理解いただきたいと思います。

増田委員長 石川館長もそうですけども、図書館も先ほどご発言ございましたので、私、以前に質問させていただきました、この件に関しては。職員の、今おっしゃったような理由で、市の都合で同じ日に休みやと。ところが市民にとっては2つある意味がないねと、こういうご指摘でございましたので、図書館も含めてご検討いただきたいということでございます。

杉本委員。

杉本委員 もう委員長が全部言わはったので、そのとおりのやと思います。今、例えばそれがもう絶対にこの日じゃないと、もう合同で全部何かやってますとかやったら分かるんです。大きい企業とかやったら棚卸この日に全部全店休むとか、そういう意味があるんやったら分かるんですけども、何かあんまり大きい理由が、今、答弁聞いている限りではないのかなという意味でも、ほんまに図書館も同じやと思います。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いたします。

図書館の休館日につきましては、平成16年の10月の合併後、小さな見直しを含めまして4回変更を行い、現在の休館日になりましたのは平成25年度からでございます。その平成25年度までの期間に4年間、新庄と當麻図書館の休館日をずらして運営したことがございました。その間に、両館の休館日をずらすことで、どちらかの図書館を使うということで、利用者にとってはメリットがあり利便性がよくなったんですけれども、一方で、実際に業務をしてみますと、利用者の方が借りたい本が休館中の図書館に存在していてすぐ借りられないということがありまして、また休館中の図書館のブックポストに本を返却して開いてるほうの図書館に来られて返却処理が十分にできなかつたりというようなところで少々問題がありましたので、その辺をもう一回考え直しまして、現在の休館日になった経緯がございます。

増田委員長 以前に聞きました、同じことを。

杉本委員。

杉本委員 図書館のほうは取りあえずそれで、何もよう分かんないですけど、どっち向いても、プールのほうに、体育施設のほうは、そういう何かありますか。今ぐらいしゃべる量の言い訳があるんだったら僕は聞きたいんですけども、ないんであれば、だから夏休み、この辺、葛城市だけじゃなく奈良県内にプールが減っていつてるんです。この辺で言うたら葛城市か大和郡山市、その日も僕、大和郡山市まで行きましたからね、2つとも休みやから。という事態になる。せっかくあるのに、いいプール、めちゃくちゃ僕は大事にしてほしいと思うるので、その辺ちょっと考えていただきたいのと、あと更衣室は換気扇替えただけで、その中身はきれいになってないということですかね。ちょっと、何か今の答弁やったら換気扇をコロナで替えたというだけの話に聞こえたんですけども。

増田委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本です。

ちょっと説明不足でございました。更衣室内の天井等の張替えはさせていただいております。きれいにはなってます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 どっちですか。きれいになってるんですね、見た目ね。分かりました。その休館日等々も踏まえて、プールの僕それ、子どもらすごいやってたので、何とか来年はどっか休み別にしていただいて、更に好評になるようお願いしたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ページ数で言うと149ページになります。8款教育費、5項社会教育費、7目図書館費です。先ほど、柴田委員が質問あったところと同じところになりますけど、図書館運営事業についてお伺いします。成果報告書のほうですと、先ほどありましたところで質問したいと思いますが、78ページと79ページのところです。これ3つお聞きします。1つは雑誌なんです

けども、なかなか予算がないということで大変だということですが、私がよくお伺いしている中では、例えば週刊文春とか週刊新潮とか、よく病院とか医療機関のあんなところでも必ず置いてあるような、それを葛城市の図書館では置いてないんですかね。置いてないんですよ。それを置けばもっとみんな行くでという、我々の世代ですけど、申し訳ないですが。先ほどの電子図書でも文春オンラインとかあって、そういう図書館のいろんな年齢の人もおられますから、そういうところを大事にしていけないないつも思っておるんですが、ここら辺の雑誌の選定の在り方、要望とかいろいろ要望が多いので、どういうふうな形でされているのかということをお聞きします。

それから2つ目ですけども、79ページの右のところですけども、貸出冊数のところに、オーディオビジュアルの関係で幾つか出ておりますけれども、これについては今でも新規に購入をされたりしているのでしょうか。それについてお聞きしたいと、今年も購入されたのかどうかお聞きします。

それから、(5)のブックスタート事業ですけども、これについて今どういう状況なのか、今じゃない、令和4年度のブックスタートの事業の成果というか、どういう取組でどういう成果が上がっているのかお伺いいたします。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いたします。

雑誌の選定のございですが、利用者の方からも週刊文春を入れてほしいという声も上がっておりますので、これにつきましては、また今後検討させていただきたいと思ひます。基本的に今、図書館に入れておりますのは、開館当初から入れております本当に基本的な雑誌が主になっております。それ以外に、利用者の方からの要望というのはあまりお聞きすることはないんですけども、こんなあったらいいなとこちらのほうと思ひたものと一致した場合には、それは採用させていただくような形で入れているところのござい。

次に、視聴覚資料の件のございですが、令和4年度には12枚、DVDとCDを購入しているところのござい。

ブックスタートの件のございですが、ブックスタートはやはりコロナの影響がありまして、現在も図書館の職員やボランティアが会場に行くことはできておりませんので、健康増進課のほうにブックスタートに関する資料と赤ちゃん絵本をお渡しさせていただいておりまして、健康増進課を通じて利用者の方に配布していただいている状況です。

以上のござい。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 雑誌のほうについては、これ週刊誌なので、年間通じてだから予算がちょっと大変なので、雑誌は月刊誌が多いんだらうと思ひますけれども、ぜひご検討をお願いしたいと思ひます。入ってる公立図書館とかもありますので、ぜひご検討をお願いします。

それから、オーディオビジュアル関係のものについては、DVD、CDを令和4年度も12枚入れていただいているということですが、この葛城市内で、要はDVDとかそういうのを貸し出すお店があったんです。葛城市の隣の御所市、葛城市の境にあったんですが、そこ

がもうやめられました。つまり、今はもう全部ネットフリックスいうんですか、もうそういうので直接に見られるというふうなことが多いんでしょうね、若い方は。だから、すっかりもう経営できないということもあって、もう本屋だけになってしまったんですが、ぜひこういうときに公立図書館などで優れた過去の映画とか名画とか、これも我々の世代なので、そういう要求が非常に強いんですけど、非常に寂しくなったという方が結構おられるんです。だから、なかなか公立図書館で、できたらそういう名画と言われるもののDVDとかそろえていただいたら非常にありがたいなと思っております。

ブックスタートは大変コロナで残念なことだと思うんですけども、私も図書館へ行きますと、黄色い鞆を持って親子連れでという、若いお父さんも含めて最近はいくメンが多いので、本当にほほえましいというか、葛城市ならではのいい事業であるなと思っております。ちょっとコロナが落ち着いたら、ぜひまた再開をお願いできたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私もそんなにたくさんあるわけじゃないので、ちょっと申し訳ないですが、150ページになります。8款教育費、5項社会教育費、8目歴史博物館費のところですか。ここにあります事業で言うと歴史博物館運営事業ということで、成果報告書では80ページになります。ここで令和4年度に展示事業として4つほど、春季、それから夏季、特別展、それから冬季と年4回やっておられます。それで、入館者人数を見ますと、多いときには特別展は1,000人を超えるというふうなことで、この入館状況についてどのように評価されておられるのか、このことについて事業として成果としてどう捉えておられるのか、このことについてお伺いいたします。

増田委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 歴史博物館の神庭でございます。よろしくお伺いいたします。

展示事業につきましてでございます。令和4年度でございますけれども、この年に学芸員が新たに2名増員されました。そのことによりまして、令和3年度までは年2回の展示会の開催にとどまっていたところを、年4回に増やすことが可能となりました。その内訳はそれぞれに上げておるとおりでございます。また、専門が異なる学芸員が集まりましたので、分野の偏りというものがある程度解消されて、広い間口で入館者を集めることができたということが、入館者増につながっているのではないかとというふうに館では分析をしております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。やっぱり人員を、スタッフをそろえたら質も上がるなというふうにお聞きしたんですが、質問なんですけれども、私は単純に、これ人数も多いのは1,000人超えてるし、一番低いんでも548名ということなんですけれども、やはり葛城という名前が付くと増えるのかなとか、そういうことはないんでしょうか。この間も、南今市の地藏堂で曾我物語と虎女の関係で非常に多くの方が来られてたので、やはり地元をテーマにしたら増

えるという傾向があるのかどうか、一般的にそうではなくて、ここは市外からもたくさん講座とか来られる方がおられますし、そこら辺はどんな感じなのかお聞きしたいんですけど、抽象的で申し訳ないです。

増田委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 神庭でございます。

傾向でございます。そちらの成果報告書に上げております展示会名を見ていただければ分かりますとおり、全て当市は葛城というものをやはり冠して展示会を開催するようにいたしております。そういったことをここ二十数年間続けてまいりまして、やはり葛城というものに対して興味をお持ちの方が増えてきているのではないかということを実感しているところでございます。その中で、この増減がありますのは、やはり扱っている時代でありますとかそういったことが影響してるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。言いつ放しになりますけれども、私ちょっと学芸員の方、とりわけ古文書関係、古代の発掘だけじゃなくて中世史以降の文書を読んで、あるいはいろんな近世まで含めての歴史、それが発掘でき展示できるためにも、そういう学芸員の方をぜひということで要望してきたわけですけども、これはその願いの1つは、やはり前から繰り返して言ってますけども、やっぱり葛城市の歴史を知る上では、それぞれの古いお宅の家に眠っている様々な文書があります。それが住宅がどんどん建て替わる中で、あるいは人も入れ替わる中で、跡取りがいなかったりいろんなことの中で文書が散逸してなくなっていくと。そうすれば基礎資料として、例えば葛城市史、これは新庄町史とか當麻町史はありますけど、葛城市史をもし編纂するときには本当に基礎的な資料となりますし、それは写真で撮っていけばいいわけで、そういう地域の方のご協力を得ようとするれば、やはり市民が歴史のことについて関心を持つ、自分たちの地元のことについてその歴史、いわれを知ろうとするという意味で、本当に大きな役割を歴史博物館は果たしていただいていると思うんです。ぜひ、講座等しっかりとやっていただけてますけれども、市民講座のような形で、私は古文書を読むとかそういうことを通じて市民に、何か家にある文書をなかなか読めないけど読んでくれとか、そういうところから糸口を開いて、広くそういう文書を集めていただく、そういうところになればなというふうに期待しております。私も時々頼まれることがあるんです。これ出てきたから読んでくれと。読めないから、やっぱり知り合いのそういう専門の人に頼んで読んでもらって、すごく喜ばれるんですね。ところが、なかなかそれを出してもらおう思うたら、やっぱり写真を撮って保管することをしないと、出してくれとなるとやっぱり家の宝みたいなことになってしまうし、そのうち代が代わるとなくなっていくと。本当に残念なところがあるので、そういう意味でぜひご期待しておりますので、若い学芸員の方、非常にハッスルされて、私は近くですので、もうあそこの植え込みとか自ら若い方が一生懸命整理されていたり、汗かいて一生懸命やっておられる姿があつて非常に期待しておりますので、よろしくお願ひします。

増田委員長 委員長を一時交代します。

(正副委員長交代)

西川副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時委員長の職務を行います。

増田委員長。

増田委員長 今の件で、ちょっと私、お願いなんです。学芸員が新たに入っていた、それから古文書等についてのそういう認識も高い人ということで、これ先ほどの歴史的な資料というのはそれはそれなんですけども、私もちょっとそういう問合せを受けた経緯があるんですけども、村に伝わった決まり事であったり、言い伝えであったり、そういうものが古い紙で記されてるんです。ところが、それを見ても何が書いてあのか分からんということで、途切れてしまってるんです、大字に伝わってるいろんな言い伝えがね。そういう部分でちょっとお困りのところも大字の中であると聞いてますので、もし歴史博物館の中でそういう解読の難しい書類についてはご協力いただくような、そういう体制も取っていただけたらと思うので、見解をお聞かせ願えますか。

西川副委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 歴史博物館、神庭でございます。

そういった各区が持っている区有文書でありますとか、個人資産でもあれなんですけども、読んでほしいという要望については随時、歴史博物館のほうでは受付けておりまして、もちろん誰かを介してというお話もありますし、直接お問合せある場合もあります。全てが100パーセント読めるというふうな保障はできませんけども、解読のための努力というものはさせていただきますので、歴史博物館のほうに気軽に持ち込んでいただければ、コピーとか写真でも結構ですので、そういったことのお手伝いというのはさせていただきますので、どうぞご利用いただければと思います。

以上です。

西川副委員長 増田委員長。

増田委員長 これ、大字間の申合せとか、結構そういう水利に関する問題とか、非常にこれは踏み外せんという問題が言い伝えられてるというふうにも聞いておりますので、そういう体制でございましたらご紹介もさせていただきたいと思います。よろしく願い申し上げておきます。

西川副委員長 それでは、ここで増田委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開時間につきましては、午後4時15分再開いたします。

休 憩 午後3時59分

再 開 午後4時15分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの答弁漏れ、一部ございますので、よろしく願います。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

先ほどの西川副委員長のご質問の件で、葛城市ブロック塀等撤去改修工事補助金と葛城市危険空家等解体工事補助金の併用が可能かというご質問だったと思いますが、それぞれの制度における要件を満たしていただければ、両方の制度を利用していただくことは可能でございます。どちらの制度とも、流れにつきましては、事前に申請をいただきまして解体撤去工事完了後に請求をいただくこととなりますが、危険空家等解体工事補助金は塀などの撤去は補助対象外となっておりますので、その部分にブロック塀等撤去改修工事補助金をご利用いただければというふうに考えております。

以上です。

増田委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課、西川でございます。

先ほど、7款で、奥本委員から大字ポンプの所有状況についてのお問いがございました。それについて回答いたしたいと思います。まず、ポンプの所有大字44か大字のうち25か大字となっております。そして、次にポンプの点検頻度でございます。25か大字のうち、毎月行われておりますのが15か大字、2か月に1回が6か大字、3か月に1回が3か大字、そして一斉清掃でありますとか、夜警でありますとかといったイベント等に合わせまして不定期に行われておりますのが、1か大字となっております。あと、誰が点検をされているかというところでございます。まず自警団が20か大字、大字役員が4か大字、そして自警団と役員で一緒に行われているのが1か大字となっております。最後に、自警団の組織の有無でございます。自警団を持っておられる大字につきましては、24か大字となっております。

もう1点です。あと増田委員長から一括交付金の中のポンプ維持に係る補助金の金額なんですけれども、7万5,000円と申し上げましたけれども、こちらは1か大字7万円となっておりますので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

増田委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしく願いします。

本日午前中の5款農林商工費で北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金についてご質問いただき、家庭菜園で出た農業用資材のマルチシート等の処分について、家庭用のものは小さく区切って出されている場合がある旨の発言をしたところですが、クリーンセンターに確認しましたところ、ごみカレンダー等で周知している内容については、農業用資材、畦シート、マルチシート等は収集処理できないごみとして掲載しているということでございますので、マルチシートにつきましては家庭菜園用であっても区分できないこともあり、産業廃棄物として北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会の回収主体のJA等に出していただきますようお願いするとともに、おわびして訂正申し上げます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいですか。委員の皆さん。

それでは次に、9款災害復旧費から、歳出の最後、12款予備費までの説明を求めます。
吉井会計管理者。

吉井会計管理者 会計管理者の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、9款から12款の説明をさせていただきます。

決算書156ページをお願いいたします。9款災害復旧費でございます。全体といたしまして、510万1,800円の支出でございます。

1項1目治山施設災害復旧費におきましては、支出はございませんでした。

2目農業災害復旧費におきましては、農業災害復旧事業といたしまして、389万5,100円の支出でございます。

2項1目道路橋りょう災害復旧費におきましては、道路橋りょう災害復旧事業といたしまして、120万6,700円の支出でございます。

3項1目その他公共施設災害復旧費におきましては、支出はございませんでした。

157ページをお願いいたします。10款公債費でございます。全体といたしまして、19億2,894万4,604円の支出でございます。

1項1目元金におきましては、償還分といたしまして、18億7,489万4,877円の支出でございます。

2目利子におきましては、利子償還分と一時借入金利子を合わせまして、5,386万7,754円の支出でございます。

3目公債諸費におきましては、市債管理事業といたしまして、18万1,973円の支出でございます。

続きまして、11款諸支出金でございます。全体といたしまして、3億6,097万5,623円の支出でございます。

1項基金費、1目財政調整基金費では65万6,723円、2目減債基金費では1億5,816万1,026円の支出でございます。

158ページをお願いいたします。3目公共施設整備基金費では2億10円の支出、4目社会福祉振興基金費では1万389円の支出、5目緑花基金費では5万8,161円の支出でございます。

6目公営住宅基金費では5,414円、7目教育基金費では5,633円、8目土地開発基金費では3万3,359円、9目体力づくりセンター整備基金費では12万3,205円、10目ふるさと創生基金費では1万4,950円の支出でございます。

159ページをお願いいたします。11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費では、9万4,725円の支出、12目地域振興基金費では31万3,053円の支出、13目森林環境整備基金費では149万8,975円の支出でございます。

2項1目雑支出金については、支出はございませんでした。

12款予備費につきましては、備考欄のそれぞれの費目に充用させていただいております。歳出合計といたしまして、予算現額189億6,181万6,085円に対しまして、支出済額169億4,521万4,338円でございます。繰越明許費といたしましては9億1,256万2,000円を繰越しいたしました。不用額といたしましては、11億403万9,747円となっております。

以上で、9款から12款、一般会計歳出の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、この部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。ページ数で行きますと157ページとなります。11款諸支出金、1項基金費、2目減債基金費であります。当初予算が一応1,000円ということで枠としては取ってあるわけですがけれども、ここに1億5,800万円余りの補正予算として組まれた上で減債基金費を積み立てるということになっております。この理由についてお聞きしたいんです。と申しますのは、167ページに基金残高の一覧表があります。前年度末基金残高と、それから決算年度中増減高ということで、この(5)を見てお分かりだと思います。前年度末まで、これまで葛城市の減債基金というのは130万4,000円だったものですが、それをこのたび新たに1億5,816万1,000円ほど積み立てることになったわけで、この理由ですね。これまで積み立ててなかったのに令和4年度積み立てることになった理由、それから金額ですね。この金額がなぜこういう金額を積み立てるということになるのか、このことについてお伺いいたします。

それから、これは160ページです。財産に関する調書という、これは決算書に付けることになっておりますので、この部分についてもちょっとお聞きしたいと思ひます。ここに公有財産が総括されてるんですけども、ちょっとこれ数値が出なかったらまた後で教えていただきたいんですけども、資産老朽化比率、有形固定資産減価償却率というんですか、これが現在、葛城市で幾らになってるかというのを、分からなかったら後でお聞きしますけれども、分かればそれをお願いいたします。

それから同じく、これは財産に関する調書の164ページ、(5)出資による権利というところであります。ここに葛城市から出資している団体があって、上から4つ目に葛城市社会福祉協議会、ここに200万円出資しておりますけど、この出資金は社会福祉協議会の中での資本となるんですが、団体を設立するための最初の準備金というんでしょうか。法人で言うたら資本になるのかも分かりませんが、資本金になるんだと思うんですけども、それが団体の中でどの程度の比率になってるかということが分かれば教えていただきたいんです。

以上、3点ですね。よろしくお願ひします。

増田委員長 財政課、内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願ひいたします。

1点目の谷原委員のご質問でございます。減債基金のほうに1億5,816万1,000円の積立ということで、こちらにつきましては令和5年の3月議会におきまして補正予算計上いたしまして積み立てたものとなっております。根拠といたしましては、地方財政法の第7条の規定に基づきまして、前年度決算の決算剰余金の2分の1以上の額を必ずいずれかの基金に積み立てなければならないという規定がございまして、この規定に基づいた積立となっております。いずれの基金に積み立てるかということで協議した結果、やはり近い将来におきまして

當麻複合施設などの普通建設事業、こういった事業がありますので、公共施設整備基金のほうに2億円、それから減債基金のほうに1億5,816万1,000円を積立したということでございます。

あと、資産老朽化比率につきましては、今、資料を取りに行ってますので、少々お待ちいただきたいと思います。

増田委員長 よろしいか。社会福祉協議会、出資金についてね。

林本部長。

林本総務部長 今、谷原委員のおっしゃってるのは、この200万円が出資比率ということで、市から社会福祉協議会に対してこれ100パーセントというお答えでよろしいでしょうか。出資比率は100パーセントでございます。

谷原委員 貸借対照表があつたら見れば分かる話だと思うんですけど、要は社会福祉法人であるこの社会福祉協議会の貸借対照表という資本金に当たるところ、これ100パーセントの出資法人なのかということでお聞きしたんですが、それは100パーセントということ。

増田委員長 林本部長。

林本総務部長 そのとおりです。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず最初、減債基金のほうはおっしゃるとおり、補正予算のときに要は2分の1をこれで基金に積み立てるということで、過去もそういうふうになされてきたと思うんですね。でも、過去にはその減債基金のほうは全く入れられずに、財政調整基金のほうに入れられるとかいうことだったろうと思うんです。今回、なぜこういうふうな判断をされたのか、そこをちょっとお聞きしたかったんです。これが1つですね。

それから、2つ目はご回答がまだなので、資産老朽化比率についてはまた後ほどということにしますが、社会福祉法人、これ100パーセント出資ということなので、要は100パーセント子会社みたいなもんなので、こういう法人だということで了解いたしました。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしく願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問です。今回なぜということだと思います。確かに、令和2年度、令和3年度につきましては、決算剰余金の2分の1につきましては、おっしゃるように入財調整基金のほうに積み立てております。今回なんですけれども、やはり将来的に當麻複合施設がございまして、その當麻複合施設の建設に当たりましては、起債が、名称が公共施設等適正管理推進事業債という交付税措置の比較的高い、比較的利益な起債がございまして、この起債が比較的金額の大きい起債の発行が見込まれておりますので、この起債の元利償還金のほうに充てるということで、この減債基金のほうに積み立てさせていただきました。

以上です。

増田委員長 よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 157ページをお願いいたします。公債費です。一時借入金についてちょっと勉強のために

お聞きしたいんですけども、一時借入金、現金の不足のときに一時的に借りて、金利がちょっと高くてというふうに、これ現金不足というのは、文面ではそう書いてあるんですけど、僕あんまりイメージ湧かなくて、これはどういったときに借り入れる、一時借入金なのかなというふうに、今回の今年のケースでもお願い、どんなケースなのからお聞きしたいです。

増田委員長 吉井会計管理者。

吉井会計管理者 会計管理者、吉井でございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。通常、市役所からいつも資金をある程度会計のほうで持っております、それによりまして毎日決まった分の支払い等をしておりますが、その中で入ってくるお金もありましたら、もちろん出ていくお金もありまして、入ってくるお金が少ない時期になりますと支払いがなかなかできないときがありますので、その辺の毎日の資金繰りの中で不足する分を一時借り入れながら、その資金繰りをしております。その分に対します利子分ということになります。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 これは限度額さえ決めてれば何回もできるという話なんですけども、これは期間が短ければ一時借入金のほうが有利なほうがあるというのは、僕いろんなところを読んで分かってるんですけども、よく分からないというか、そんなに高い金利じゃないから影響はないんですけども、どれぐらいの金額を、短い期間なら一時借入金のほうがいいというのは見解としてあるみたいなんですけども、どれぐらいの金額をどれぐらいの時期、どれぐらいの期間借りているのちょっと見えないんですけども、それ分かりますかね。

増田委員長 吉井会計管理者。

吉井会計管理者 吉井です。

先ほど私言いましたように、その借りる金額ですけども、入ってくるお金の時期にもよりまして、そこまでの期間が短ければいいんですけども、長いときにつきましてはちょっと期間が長くなる、また金額のほうも多少多額になるときもございますので、そのときの状況によって借りる金額は変わってきます。

増田委員長 イメージが湧かんから、例出してもうたら分かりやすいな。実績、紹介できますか。

松本補佐。

松本会計課長補佐 会計課、課長補佐、松本と申します。よろしくお願いたします。

ただいま、委員の質問、一時借入金の実例といえますか、令和4年度の実績のほうだと思えます。そちらのほうの説明をさせていただきます。令和4年度なんですけれど、借入れの日、まず4月25日に借入れのほうをさせていただきます、期間が43日になります。返済が6月6日にさせていただきます。そのときの借入れの金額が4億5,700万円、それに関する利息分として1万6,151円、この分を今この一時借入の利子ということで振込みさせていただきますという内容になっております。

以上でございます。

増田委員長 ということは、これ1回ということやな。よろしいか。

杉本委員 はい。よろしいです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 159ページなんです。13日の森林環境整備基金費です。その基金、今ちょっと森林環境税とか森林環境譲与税、また令和6年度から森林環境税という形で徴収されて、これも森林環境譲与税のほうでまた増えて、葛城市のほうに毎年あると思うんですけど、今のこの基金、どんだけ今基金が積み立てられてるかということと……。

(発言する者あり)

増田委員長 雑音、ちょっと静粛をお願いします。

西川副委員長 ほんなら、後にしましょうか、もう一回。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時37分

再 開 午後4時38分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

西川副委員長。

西川副委員長 その森林環境整備基金費のところなんですけど、これ僕ずっと言うてますのは、目的をきっちり森林環境、いろいろこれ教育推進をすとかいろいろあります。目的をちょっと決めて、これ積み立てていだけやったらやっぱりあかん。あかんというか、何をするかというところをきっちりやっぱり葛城市としても定めてやらんなあかんというところをずっと言うてますねんけど、この教育委員会のほうで曾爾のバス借上料については、今年度、令和5年度は今、令和4年度まではもうそれでやっていただいていたんですけど、その予算を森林環境教育推進事業補助金という形で各学校が実施する森林環境教育に関わる学習に必要な経費に対する補助金ということで、ここに書いていただいています。これについては、本当にこの葛城市の森林をこの学校、生徒とかにしっかり教えていく。何が問題なんか、何が課題なんかというところ、そして守っていかなんその山林、森林をしっかり教えていくというところの事業にされていくと思うんです。それは本当にありがたいことで、こういうふうに予算のほうも変わってきてるところで、これは目的を持ってやっていただいているんですが、これだんだん基金がずっとまた増えていくと思うんですけど、その辺の考え方をちょっと教えていただきたい。今、基金がどんだけあるかということと、これから森林環境税が増えていくと思います、今よりもね。多分、900万円ぐらい毎年入ってくると思うので、その辺の考え方をちょっと教えていただけたらと思います。

増田委員長 吉田農林課課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしく申し上げます。

森林環境整備基金積立金の状況についてでございます。前年度末現在高が430万1,000円に令和4年度の森林環境譲与税執行残高の149万9,000円を積み立てた結果、決算年度末残高580万円となっております。

続きまして、森林環境譲与税の活用関係でございます。現在、葛城市としましては、

森林経営管理制度に基づく森林地番図の作成、積み木購入、森林環境教育推進事業として森林学習での啓発、危険木等の伐採に活用しています。

今後の活用方法については、今現在、研究中ではございますが、森林地番図につきましては、今まで令和8年度までに作成する予定をしておるものを、早期森林整備を目指し、森林環境整備基金の活用も考えながら、1年前倒しで令和7年度に森林地番図の完成ができないかの検討をしているところでございます。

その後、地域森林計画に基づき、森林所有者への意向調査など経営管理をしていく上で必要となるため、これらについて森林環境譲与税を継続的に活用していく予定をしております。

一方で、台風の災害で倒木も発生していることから、危険箇所について森林整備の周知を図るとともに、意向調査を令和6年度からその部分について先駆けて部分的に実施することも検討をしております。

積み木については引き続き購入していく予定ですが、葛城市森林組合とも協議していき、葛城市産の木を使った加工品の製作に向けての試作などの費用も活用して考えておるところでございます。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。今、地番図の作成とか、積み木、これはいろいろ賛否もあると思いますけど、今その積み木を葛城市で生まれた方に渡していただいていると。これ吉野町の木ですけど、ちょっと葛城市の木というところも、やっぱりそういうのも考えていかなあかんというところもありますけど、これについては今のところそういうふうにしていただいていると。僕、その意向調査して、今、下敷きの段階やと思うんです、正直ね。意向調査していただいて、やっぱり誰が所有者やというのをきっちりして、その次の段階のときに、恐らく基金を積み立てていってるときに、何かしらの、森林に対してこういうふうな使い方をしていくからというところをやっぱり決めていかんとあかんのかなと思うので、その辺も念頭に頭に入れながら、こういう森林環境税が入ってきますので、その辺を市としても、その次のステップはどういう形であそこの山を活用していってというところも考えていってもらわなあかんのかなというところでございます。もちろんそれは危険木、そういうのも大事なんですけども、踏まえて例えばダイヤモンドトレールの活用であるとか、山麓を使った道の策定であるとかというところも必要になってくると思います。観光も含めてかもしれませんが、その辺もきっちり進めていただければと思いますので、これについては要望とさせていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

谷原委員。

谷原委員 165ページ、これは今回ちょっと時間が結構ありますので、財産に関する調書のところ、これまであまり質問してなかったのでもっと質問させていただきたいんですけど、165ページのところに、財産として物品一覧表がございます。ここに掲載する基準、これ以上のものはここに掲載するだろうと思うんですね。金額なりあるいは減価償却が済んでないものと

かいろいろあると思うんですが、この掲載基準について教えていただきたいんです。

それから、先ほどあった資産老朽化比率、分かりましたらまたお願いします、併せて。

増田委員長 山岡補佐。

山岡財政課長補佐 財政課の山岡です。よろしくをお願いします。

谷原委員からのお問合せでございました項目のうち、有形固定資産の減価償却率についてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、令和3年度末時点における数値になりますが、69.6パーセントとなっております。なお、普通会計ベースとなっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

増田委員長 よろしいか。

吉井会計管理者。

吉井会計管理者 吉井でございます。

谷原委員の質問にお答えさせていただきます。ここに掲載しておりますのは、令和4年度といたしましては100万円以上のものということで掲載させてもらっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の有形固定資産減価償却率、いわゆる資産老朽化比率について伺いました。これ1回聞いたから、今2回やから、もう一回それで2回目の質問をしますけれども、種別のほうは出ていますか。例えば、道路とか公共施設の分野別の、それはもういいですからあれなんですけど、これはホームページに財政状況資料集としてアップされてますよね。どこの市町村もアップしてるんですけど、葛城市は令和2年度までしかアップされてないんですが、ここに種別ごとのがないんですよ、この有形固定資産減価償却率というのが、これが載ってないので今ちょっとお聞きしたんです。ぜひ、これは載せていただきたいと。できたら、資料もあればまた後で出していただきたいんですけれども、これは総括質疑にも関係することが出てくるかもわからないので、ぜひ後でまた、火曜の朝でもいいですから、あれば出していただきたい。というのは、要は葛城市の資産の老朽化率が非常に高くなってきていると。今、長寿命化ということで一生懸命やってこられていますけれども、今後の財政運営において、先ほど基金積立金というのもありましたけれども、ここを今、69.6パーセントやから、全国の比率も、多分これは財政状況資料集を作るときにはきちっと全国との平均の、あるいは類似団体の比較も絶対出てくるので、ここを1回決算の段階でしっかり議論しておく必要が私はあると思ってるんですね、今後の葛城市の財政運営で。ぜひこの個別、道路がどうなのかとかいうのは全部出るはずなので、1回それを議会のほうにもお示しいただきたいと。これ、ちょっとできるかどうかお聞きしたいと思います。

それから、あと掲載基準として物品のほうですけど、100万円以上ということなんですけれども、これは全て掲載されてると考えていいんですか。100万円以上の物品については全て掲載されてるのかどうか。これだけちょっと確認させていただきます。

増田委員長 吉井会計管理者。

吉井会計管理者 ただいまの質問にお答えさせていただきます。各課に照会を出しまして、それを集

計したものですので、同じ基準、100万円以上のものを掲載しております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。物品については、私これ見てちょっと疑問に思うものもあります。これが本来上がっておかなければというふうに思ったんですけど、それがどうかと思って聞こうと思ったんですが、各課に照会してそれが上がってきたものということなので、了解いたしました。

有形固定資産減価償却率は出るかどうか、作成されてるのかどうかいうことを含めてちょっとお聞きしたいんです。令和2年度の分になかったんで、令和2年度のいろんな指標は出てるんですよ。財政状況資料集にはアップされて出てるんですが、普通最後に付いてるこの有形固定資産減価償却率についての様々な表が付いてなかったんで、これがもしあれば出していただきたいんですけど、今は無理でしたらまた後でお聞きします。もうこれはこれで終わるときです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

阿古市長。

阿古市長 今も確認してる最中やったんですけども、先ほどの答弁の中で気になったのが、社会福祉法人の出資金に係るところなんです。私の認識では、民間の株式会社でしたら資本金に当たるとおっしゃったんですけども、民間の会社の資本金というのは株式譲渡、例えば1,000万円の資本金で行くのであれば、1万円の額面であれば1,000株の株式を持ってその出資に返すんですけども、社会福祉法人の場合は資本金そのものが存在しませんで、基本金でございます。使い道としては、当初のその施設の整備ですとかに使うんですけども、それは寄付金の扱いでございまして、ですので権利が発生しない。ですので、資本金というのはその資本に対する割合でその会社に対する権利が発生するんですけども、この場合は寄付金でございますので、そういうような株式の割当とかそういうものがないので、基本的には寄付金扱いですので発生しないので、それは民間と社会福祉法人はかなり違う部分ですので、先ほど子会社という表現をされたので、それはちょっと当たらないのかなと思って今、確認をさせてる最中です。基本的には基本金というものはそういうものでございます。というところでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 社会福祉法人ですから株式会社でないので、おっしゃるとおりだと思うんですが、私もちょっと社会福祉協議会の貸借対照表があるんだろうと思うんです。そこには基本金というふうに書いてあるということだろうと思うんですが、そのときに市としてこれ寄付したんですかね。ここには寄付したのであれば、財産に関する調書に出資による権利と書いてありますから、ここはちょっと市長がおっしゃったように調べていただかないと、この出資の権利は葛城市として社会福祉法人でどうなのかと、寄付では私はないのではないかとっておるので、ただここはよく調査、それなりにどうかいうことを正確に判断しないとあかんと思

ますので、これはここらで置いておきます。

増田委員長 何でここに載ってるかということですね。

谷原委員 そういうことです。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、9款災害復旧費から12款予備費までの質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、19日火曜日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。本日はご苦労さまでございました。

延 会 午後4時54分